

情 報 公 開 制 度 及 び

個 人 情 報 保 護 制 度 の 運 用 状 況

平 成 1 8 年 度 (2 0 0 6 年 度)

豊 中 市

情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況

平成十八年度（二〇〇六年度）豊中市

はじめに

行政への市民の積極的な参加が求められている現在、さまざまな行政情報を積極的に提供することは、今日の行政にとって必要不可欠であり、地方分権の進展に伴い、地方公共団体の自己決定権・自己責任が拡大する中で、行政の公正さの確保と透明性の向上がより一層求められています。

本市では、地方自治の本旨に即した市民に信頼される市政を推進するため、平成元年10月に「豊中市公文書の開示等に関する条例」および「豊中市個人情報保護条例」を施行してから平成19年度で19年目を迎えます。

平成13年10月には、「豊中市公文書の開示等に関する条例」を全部改正し、「豊中市情報公開条例」に改称し、新たな情報公開制度としてスタートさせました。また、平成14年4月からは市の出資法人の情報公開も実施し、市民に対する説明責任を果たすため、市の保有する情報の公開のより一層の推進に努めています。

個人情報保護制度についても、平成17年10月に「豊中市個人情報保護条例」を全部改正し、本市における個人情報の保護により一層努めるとともに、市の出資法人においても、個人情報の保護に関する要綱を制定し、市民の個人情報を保護することとしています。

本市では、制度発足から今日まで、市民の皆さまにこれらの制度をご利用いただき、市のさまざまな行政文書や自己情報の開示等を行ってきましたが、平成18年度は、行政文書開示制度では、253件（うち、49件は任意開示の申出）の開示請求があり、また個人情報保護制度では、74件の自己情報の開示請求がありました。両制度とも着実に市民の皆さまにとって身近な制度となってきたと思われると思います。

今後とも、開かれた市政を推進することによって、市民の皆さまから信頼される市役所づくりをめざしていきたいと思います。

本書は、平成18年度における本市の運用状況を中心に、これまでの運用の経過も分かるよう取りまとめたものです。本市の両制度をより一層理解し、利用していただくための参考となれば幸いです。

平成19年（2007年）6月

総務部情報公開課

(注) 冊子中の用語等の表記について

豊中市公文書の開示等に関する条例（以下「旧条例」という。）を全部改正し、豊中市情報公開条例（以下「新条例」という。）と名称も新たに平成13年10月1日から施行したことに伴い、旧条例中において用いられた用語等の表記については、原則として新条例における用語等によることとしました。

I. 行政文書開示制度の運用状況	
(1) 行政文書開示制度の運用の経過	1
(2) 部局別開示請求件数	3
(3) 不開示理由の内訳	4
(4) 開示請求者の内訳	5
(5) 開示の実施方法	6
(6) 行政文書開示請求	7
II. 個人情報保護制度の運用状況	
(1) 個人情報保護制度の運用の経過	23
(2) 不開示理由の内訳（自己情報の開示請求）	24
(3) 部局別開示等請求件数	25
(4) 開示の実施方法（自己情報の開示請求）	26
(5) 自己情報開示等請求	27
III. 不服申立ての処理状況	
(1) 処理の経過	33
IV. 情報提供の運用状況	
(1) 情報提供の運用の経過	35
(2) 利用内容と利用者の内訳	36
(3) 保有資料の複写状況	36
(4) 有料頒布資料の販売状況	37
(5) 情報提供されている主な資料と利用状況	38
(6) 配架されている主な資料	39
V. 会議公開制度の運用状況	
(1) 審議会等の会議の公開状況	41
VI. 運営委員会と審査会	
(1) 豊中市情報公開・個人情報保護運営委員会について	47
(2) 運営委員会の開催状況	48
(3) 豊中市情報公開・個人情報保護審査会について	51
(4) 審査会の開催状況	52

VII. 資料

(1) 豊中市情報公開条例	59
(2) 豊中市個人情報保護条例	66
(3) 豊中市情報公開・個人情報保護運営委員会条例	81
(4) 豊中市情報公開・個人情報保護審査会条例	82
(5) 審議会等の会議の公開の実施に関する要領	84

I. 行政文書開示制度の運用状況

I. 行政文書開示制度の運用状況

(1) 行政文書開示制度の運用の経過

区 分		17年度まで	18年度	合 計
請求件数		7,308件(118)	253件(49)	7,561件(167)
請求者数		763人(57)	88人(24)	851人(81)
処 理 状 況	全部開示	1,499件(31)	111件(18)	1,610件(49)
	部分開示	3,055件(63)	111件(24)	3,166件(87)
	不開示	203件(3)	8件(5)	211件(8)
	不開示 (文書不存在)	137件(5)	10件(1)	147件(6)
	存否応答拒否	0件(0)	0件(0)	0件(0)
	取下げ	2,414件(16)	13件(1)	2,427件(17)
開 示 率		95.7%(96.9%)	96.5%(89.4%)	95.8%(94.4%)
不服申立て件数		91件	1件	92件

- * 1 ()内の数字は、請求のあったもののうち、任意開示の申出に係る数を示す。
 2 「不開示(文書不存在)」及び「存否応答拒否」の件数は、新条例施行(平成13年10月1日)後の数を示す。

- 平成18年度の行政文書の開示請求は、延べ64人から204件の請求がありました。
 その処理状況は、全部開示93件、部分開示87件、不開示3件、文書不存在による不開示9件、取下げが12件でした。
 請求の主なものは、開発行為等に関する文書33件、訴訟に係る弁護士費用に関する文書32件、施設の管理委託契約等に関する文書23件、水道料金等に関する文書18件でした。
 なお、豊中市ホームページ(<http://www.city.toyonaka.osaka.jp/>)から、市役所の窓口に来庁することなく手続きを行うことができる「豊中市電子申込サービス」の一環として行っている電子申請が10件ありました。

また、開示請求権者以外の人からの行政文書の任意開示の申出を24人から49件受けました。その処理状況は、全部開示18件、部分開示24件、不開示5件、不開示(文書不存在)1件、取下げ1件でした。

任意開示の申出のほとんどが、市外の事業者からの建築計画概要書や開発行為許可申請書、公共施設のボーリング調査に関するものなどの地図・図面の写しの交付を求めるもので、第三者への有償での提供を前提とするなど、住民の市政への参加促進や行政の透明性を高めるといった情報公開制度の趣旨に合致しないと思われるものもありました。

制度化以来の通算では、延べ851人から7,561件の行政文書について請求があり（行政文書の任意開示の申出を含む。）、その処理状況は、全部開示1,610件、部分開示3,166件、不開示211件、文書不存在による不開示147件、取下げ2,427件となっています。

開示率（※）は、平成18年度は96.5%、制度化以来では95.8%となっています。

※ 開示率＝（全部開示件数＋部分開示件数）÷（全部開示件数＋部分開示件数＋不開示件数）
ただし、不開示件数には、不開示（文書不存在）および存否応答拒否は含めていません。

(2) 部局別開示請求件数

(単位：件)

	実施機関名	部 局 名	担 当 課	請 求 件 数	小 計
1	市長 (11部局)	総務部 (5課)	法務室	32 (0)	181
			人材育成室 人事課	2 (0)	
			人材育成室 職員課	1 (0)	
			人材育成室 職員研修所	1 (1)	
			財産管理課	5 (2)	
		人権文化部 (4課)	市民活動課	1 (0)	
			人権企画課	1 (0)	
			男女共同参画推進課	2 (0)	
			文化芸術・国際課	1 (0)	
		政策推進部	広報広聴課	3 (0)	
		環境部	環境政策室	5 (4)	
		財務部 (2課)	財政課	1 (0)	
			固定資産税課	5 (4)	
		市民生活部 (2課)	市民生活課	2 (0)	
			市民課	6 (2)	
		健康福祉部 (3課)	地域福祉課	16 (0)	
			保険室 保険給付課	1 (0)	
			保険室 高齢介護課	9 (7)	
		こども未来部	保育課	7 (1)	
		建築都市部 (4課)	市街地整備室	5 (1)	
			建築指導室 指導課	24 (4)	
			建築指導室 審査課	8 (3)	
			開発調整室	11 (0)	
		土木下水道部 (4課)	土木下水道建設課	2 (0)	
			道路管理課	1 (0)	
			下水道管理課	12 (2)	
道路維持課	1 (0)				
市立豊中病院	病院管理課	16 (0)			
2	教育委員会 (3室)	教育総務室 (2課)	教育施設課	13 (12)	39
			学務課	2 (0)	
		学校教育室	教職員課	18 (0)	
		生涯学習推進室 (2課)	岡町図書館	3 (1)	
中央公民館	3 (0)				
3	水道事業管理者	水道局 (4課)	水道総務課	2 (1)	22
			経営企画課	15 (0)	
			お客さまセンター 水道窓口課	2 (0)	
			お客さまセンター 給水装置課	3 (0)	
4	監査委員	監査委員事務局	-	6 (0)	6
5	農業委員会	農業委員会事務局	-	1 (1)	1
6	議会	市議会事務局 (2課)	総務課	3 (3)	4
			議事課	1 (0)	
6実施機関		18部局	41課	253 (49)	253

* () 内の数字は、請求のあったもののうち、任意開示の申出に係る数を示す。

(3) 不開示理由の内訳

(単位：件)

区 分	平成17年度まで	平成18年度	合 計
請 求 件 数	7,308 (118)	253 (49)	7,561 (167)
不開示又は部分開示件数	3,258 (66)	119 (29)	3,377 (95)
個 人 情 報	1,981 (20)	101 (28)	2,082 (48)
法 人 等 情 報	2,153 (33)	44 (8)	2,197 (41)
審議検討等情報	71 (16)	2 (0)	73 (16)
事務事業情報	918 (20)	11 (2)	929 (22)
任意提供情報	2 (0)	1 (0)	3 (0)
公共安全等情報	219 (1)	6 (1)	225 (2)
法令秘等情報	4 (0)	0 (0)	4 (0)
国等協力関係情報等	47 (0)		47 (0)

- * 1 ()内の数字は、請求のあったもののうち、任意開示の申出に係る数を示す。
- 2 不開示には、一つの決定で複数の理由による場合がある。
- 3 不開示理由のうち、旧条例の意思形成過程情報、生命等保護等情報、法令秘情報・法定受託事務情報は、それぞれ新条例の審議検討等情報、公共安全等情報、法令秘等情報として取扱うものとする。
- 4 国等協力関係情報等には、任意提供情報を含んでいる。(新条例においては、国等協力関係情報は不開示情報から削除したが、区分欄にはそのまま残した。)

○ 平成18年度は253件(取下げ13件を含む。)の開示請求(任意申出を含む。以下同じ。)があり、情報公開条例第7条各号のいずれかに該当することにより、不開示(8件)又は部分開示(111件)の決定が行われたものが、119件ありました。

これらの理由は、個人情報(第1号)に該当するもの101件(84.9%)、法人等情報(第2号)44件(37.0%)、審議検討等情報(第3号)2件(1.7%)、事務事業情報(第4号)11件(9.2%)、任意提供情報(第5号)1件(0.8%)、公共安全等情報(第6号)6件(5.0%)となっています。

不開示となった部分のほとんどは、個人情報にあつては個人の氏名、住所、年齢、電話番号、個人印、法人等情報にあつては法人の社印、代表者印(実印・銀行印に限る。)の部分、事務事業情報にあつては契約における単価、経費率等の部分でした。

制度化以来の通算では7,561件(取下げ等2,427件を含む。)の開示請求がありました。同条例の不開示理由に該当することにより、不開示(211件)又は部分開示(3,166件)の決定が行われたものは3,377件ありました。このうち、個人情報に該当するもの2,082件(61.7%)、法人等情報2,197件(65.1%)、審議検討等情報73件(2.2%)、事務事業情報929件(27.5%)、任意提供情報3件(0.1%)、公共安全等情報225件(6.7%)、法令秘等情報4件(0.1%)、国等協力関係情報等47件(1.4%)となっています。

(4) 開示請求者の内訳

(単位：件)

区 分	平成17年度まで	平成18年度	合 計
市内に住所を有する者	6,550	176	6,726
事務所等を有するもの	276	12	288
在 勤 者	346	7	353
在 学 者	0	8	8
納 税 義 務 者	7	0	7
利 害 関 係 者	11	1	12
任 意 申 出 者	118	49	167
合 計	7,308	253	7,561

* 請求者については複数該当する場合があるが、請求者の要件はいずれか一つに該当すればよいので、請求者が記入したもので分類した。

- 平成18年度の開示請求者の内訳は、253件の請求のうち、市内に住所を有する者からの請求176件(69.6%)、事務所等を有するもの(団体・個人)からの請求が12件(4.7%)、在勤者からの請求が7件(5.9%)、在学者からの請求が8件、利害関係者からの請求が1件(0.4%)でした。また、開示請求権者以外の任意申出者からの請求が49件(19.4%)ありました。

制度化以来の通算では7,561件の請求のうち、6,726件(88.9%)が市内に住所を有する者、288件(3.8%)が事務所等を有するもの、353件(4.7%)が市内の事務所や事業所に勤務している者、8件(0.1%)が市内の学校に在学している者、7件(0.1%)が納税義務者、12件(0.2%)が利害関係者、167件(2.2%)が任意申出者からの請求となっています。

(5) 開示の実施方法

(単位：件)

区 分	平成17年度まで	平成18年度	合 計
閲 覧 の み	1,161 (0)	2 (0)	1,163 (0)
閲覧と写し等の交付	3,190 (59)	98 (1)	3,288 (60)
写し等の交付のみ	177 (31)	116 (35)	293 (66)
聴取又は視聴	0 (0)	0 (0)	0 (0)
未 実 施	26 (0)	6 (6)	32 (6)
合 計	4,554 (90)	222 (42)	4,776 (132)

* () 内の数字は、請求のあったもののうち、任意開示の申出に係る数を示す。

- 実施機関の決定が全部開示又は部分開示の場合、閲覧、聴取、視聴又は写し等の交付を受けることができます。

平成18年度は、閲覧のみが2件(0.9%)、閲覧と写し等の交付が98件(44.1%)、写し等の交付のみが116件(52.3%)でした。なお、開示の実施を行っていないものが6件あります。

制度化以来の通算では、閲覧のみが1,163件(24.4%)、閲覧と写し等の交付が3,288件(68.9%)、写し等の交付のみが293件(6.1%)となっています。

また、請求者が来庁しなかった等の理由で開示できなかったものが、合計で32件あります。

(6)行政文書開示請求

(不開示等の根拠は、情報公開条例第7条各号)

番号	請求日	請求内容又は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
1	平成18年4月3日	「豊中市水道に関するアンケート調査」の水道に対する意見に対する回答の資料一切	市民	水道経営企画課	平成18年4月5日	不開示 (文書不存在)	-	-	-	-	
2	平成18年4月11日	豊中市少路南土地区画整理組合第14回総会議事録	市民	建築都市部市街地整備室	平成18年4月20日	部分開示	第1号	平成18年4月25日	閲覧及び写し等の交付	-	
3	平成18年4月11日	料金システムデータ「親子情報」	市民	水道お客様センター水道窓口課	平成18年5月26日	全部開示	-	平成18年5月30日	閲覧及び写し等の交付	-	45日間延長
4	平成18年4月11日	料金システムデータ「使用実績情報」(平成13年度～平成17年度)	市民	水道お客様センター水道窓口課	平成18年5月26日	全部開示	-	平成18年5月30日	閲覧及び写し等の交付	-	45日間延長
5	平成18年4月14日	水道情報システムサーバーバックアップ操作ログ(平成18年3月1日)	市民	水道経営企画課	平成18年4月28日	部分開示	第4号	平成18年5月9日	閲覧及び写し等の交付	-	
6	平成18年4月14日	CS調査のためのシステム開発依頼書並びに電算処理依頼書の提出について	市民	水道経営企画課	平成18年4月28日	全部開示	-	平成18年5月9日	閲覧及び写し等の交付	-	
7	平成18年4月14日	CS調査のための住民基本台帳のマスタテーブルの使用	市民	水道経営企画課	平成18年4月28日	全部開示	-	平成18年5月9日	閲覧及び写し等の交付	-	
8	平成18年4月14日	3月期補助金等交付請求について(平成16年度)	市民	水道経営企画課	平成18年4月28日	全部開示	-	平成18年5月9日	閲覧及び写し等の交付	-	
9	平成18年4月14日	3月期補助金等交付申請について(平成16年度)	市民	水道経営企画課	平成18年4月28日	全部開示	-	平成18年5月9日	閲覧及び写し等の交付	-	
10	平成18年4月14日	豊中市水道に関するアンケート調査報告書	市民	水道経営企画課	平成18年4月28日	全部開示	-	平成18年5月9日	閲覧及び写し等の交付	-	
11	平成18年4月14日	CS調査質問項目の設定について	市民	水道経営企画課	平成18年4月28日	部分開示	第1号	平成18年5月9日	閲覧及び写し等の交付	-	
12	平成18年4月14日	水道事業に対する顧客満足度(CS)調査業務委託	市民	水道経営企画課	平成18年4月28日	部分開示	第2号	平成18年5月9日	閲覧及び写し等の交付	-	
13	平成18年4月17日	経営改革推進委員会での資料(料金制度検討会関連)	市民	水道経営企画課	平成18年4月28日	部分開示	第3号	平成18年5月9日	閲覧及び写し等の交付	-	

番号	請求日	請求内容又は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等 根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
14 ～ 18	平成18年4月17日	第1～5回料金制度検討会の検討内容について(報告)	市民	水道 経営企画課	平成18年4月28日	全部開示	-	平成18年5月9日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
19	平成18年4月19日	〇〇〇の出張命令書(平成15年度分)	市民	人権文化 人権企画課	平成18年5月8日	全部開示	-	平成18年5月10日	写し等の 交付	-	
20	平成18年4月19日	〇〇〇の出張命令書(平成15年度分)	市民	人権文化 市民活動課	平成18年5月8日	全部開示	-	平成18年5月10日	写し等の 交付	-	
21	平成18年4月19日	〇〇〇の出張命令書(平成15年度分) 〇〇〇の出張命令書(平成15年度分)	市民	人権文化 男女共同参画 推進課	平成18年5月8日	全部開示	-	平成18年5月10日	写し等の 交付	-	
22	平成18年4月25日	「建築計画概要書」の第二面、第三面(平成18年3月1日 ～3月31日)	任意申出者	建築都市部 建築指導室 審査課	平成18年5月9日	部分開示	第1号	未実施	-	-	
23	平成18年5月2日	有害物質使用特定事業場名簿	任意申出者	環境部 環境政策室	平成18年5月12日	全部開示	-	平成18年5月18日	写し等の 交付	-	
24	平成18年5月2日	開発行為等協議申出書(受付番号 〇〇〇)	市民	建築都市部 建築指導室 指導課	平成18年5月15日	不開示	第3号	-	-	平成18年7月14日	
25	平成18年5月2日	初日在籍状況について(平成18年5月1日現在)	市民	こども未来部 保育課	平成18年5月12日	全部開示	-	平成18年6月22日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
26	平成18年5月2日	初日待機状況について(平成18年5月1日現在)	市民	こども未来部 保育課	平成18年5月12日	全部開示	-	平成18年6月22日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
27	平成18年5月2日	開発行為許可申請書関係書類(公図、開発区域図、求積 図、設計説明書、開発行為許可申請書)(平成17年6月1 日～平成18年3月31日)(43件)	任意申出者	建築都市部 建築指導室 指導課	平成18年5月15日	部分開示	第1号、第2号	未実施	-	-	
28	平成18年5月2日	道路の位置指定関係書類(指定位置図、公図、平面図、求 積図)(平成17年6月1日～平成18年3月31日)(6件)	任意申出者	建築都市部 建築指導室 指導課	平成18年5月15日	部分開示	第1号、第2号	-	写し等の 交付	-	郵送
29 ～ 32	平成18年5月9日	〇〇〇行政書士名による戸籍謄本・住民票の写し等職務 上請求書(平成15年1月～平成18年3月末)	市民	市民生活部 市民課	平成18年5月22日	不開示 (文書不存在)	-	-	-	-	
33	平成18年5月19日	退職手当計算書兼口座振替申出書(大阪府教育委員会書 式)(平成18年2月24日受付の住民監査請求書に添付)	市民	監査委員 事務局	平成18年6月1日	全部開示	-	平成18年6月5日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
34	平成18年5月19日	豊中市及び豊中市教育委員会作成の「前回の回答内容」 の写し(平成18年2月23日受付の住民監査請求書に添 付)	市民	監査委員 事務局	平成18年6月1日	全部開示	-	平成18年6月5日	閲覧及び 写し等の 交付	-	

番号	請求日	請求内容又は請求行政文書名	請求者区分	担当課	決定日	決定内容	不開示等根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
35	平成18年5月19日	「行政文書不存在による不開示決定通知書」の写し(平成18年2月23日受付の住民監査請求書に添付)	市民	監事 委員 局	平成18年6月1日	部分開示	第1号	平成18年6月5日	閲覧及び写し等の交付	-	
36	平成18年5月19日	〇〇〇との交渉に係る「応接メモ」(平成18年2月24日受付の住民監査請求書に添付)	市民	監事 委員 局	平成18年6月1日	部分開示	第1号	平成18年6月5日	閲覧及び写し等の交付	-	
37	平成18年5月19日	「〇〇〇の任用にかかる交渉記録」(平成18年2月24日受付の住民監査請求書に添付)	市民	監事 委員 局	平成18年6月1日	部分開示	第1号	平成18年6月5日	閲覧及び写し等の交付	-	
38	平成18年5月19日	「〇〇〇説明書」(2005年5月26日交渉資料)(平成18年2月24日受付の住民監査請求書に添付)	市民	監事 委員 局	平成18年6月1日	全部開示	-	平成18年6月5日	閲覧及び写し等の交付	-	
39	平成18年5月22日	豊中市少路南土地地区画整理組合第9回総会議事録及び議案書	市民	建築都市部 市街地整備室	平成18年6月1日	部分開示	第1号、第2号	平成18年6月9日	閲覧及び写し等の交付	-	
40	平成18年5月22日	豊中市少路南土地地区画整理組合第13回総会議事録及び議案書	市民	建築都市部 市街地整備室	平成18年6月1日	部分開示	第1号	平成18年6月9日	閲覧及び写し等の交付	-	
41	平成18年5月24日	開発行為等事前相談書(受付番号 〇〇〇)	市民	建築都市部 建築指導課	平成18年5月29日	部分開示	第2号	平成18年5月29日	閲覧及び写し等の交付	-	
42	平成18年5月24日	開発行為等事前相談返答書(豊建第 〇〇〇号)	市民	建築都市部 建築指導課	平成18年5月29日	全部開示	-	平成18年5月29日	閲覧及び写し等の交付	-	
43	平成18年5月24日	前教育委員会理事の退職手当の支給について	在勤者	総務部 人材管理課	平成18年6月5日	部分開示	第1号	平成18年6月8日	閲覧及び写し等の交付	-	
44	平成18年5月29日	豊中市曾根西町3丁目〇〇〇にかかる豊中市道との境界確定図面	市民	総務部 財産管理課	平成18年6月2日	取下げ	-	-	-	-	情報提供
45	平成18年5月29日	排水設備工事計画確認申請書(〇〇〇)	任意申出者	土木部 下水道管理課	平成18年6月5日	部分開示	第1号、第2号	未実施	-	-	
46	平成18年5月29日	水質汚濁防止法に基づく特定施設の届出施設一覧	任意申出者	環境部 環境政策室	平成18年6月6日	全部開示	-	平成18年6月14日	写し等の交付	-	
47	平成18年6月2日	「建築計画概要書」の第二面、第三面(平成18年4月1日～5月31日)	任意申出者	建築都市部 建築指導課 審査	平成18年6月15日	部分開示	第1号	未実施	-	-	
48	平成18年6月2日	開発行為等協議申出書(受付番号 〇〇〇)	市民	建築都市部 建築指導課	平成18年6月15日	部分開示	第1号、第2号	平成18年6月16日	閲覧及び写し等の交付	-	電子申請

番号	請求日	請求内容又は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等 根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
49	平成18年6月2日	近隣関係住民等事前説明報告書(仮称〇〇〇)	市民	建築都市部 開発調整室	平成18年6月15日	部分開示	第1号、第2号	平成18年6月16日	閲覧及び 写し等の 交付	-	電子申請
50	平成18年6月2日	豊中市内事業所 ケアプラン数(平成18年3月)	市民	健康福祉部 保険給付課	平成18年6月13日	全部開示	-	平成18年7月12日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
51	平成18年6月2日	開発行為等協議申出書(受付番号 〇〇〇)	市民	建築都市部 建築指導	平成18年6月15日	部分開示	第1号、第2号	平成18年6月15日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
52	平成18年6月2日	近隣関係住民等事前説明報告書(仮称〇〇〇)	市民	建築都市部 開発調整室	平成18年6月14日	部分開示	第1号、第2号	平成18年6月15日	写し等の 交付	-	
53	平成18年6月2日	標識設置届出書(仮称〇〇〇)	市民	建築都市部 開発調整室	平成18年6月14日	部分開示	第1号、第2号	平成18年6月15日	写し等の 交付	-	
54	平成18年6月7日	家屋所在図データ、市内全域で直近年度のもの	任意申出者	財務部 固定資産税課	平成18年6月21日	不開示	第1号、第2号、 第4号	-	-	-	
55	平成18年6月7日	航空写真データ(TIFF形式)、市内全域で直近年度のもの	任意申出者	財務部 固定資産税課	平成18年6月21日	不開示	第1号、第2号	-	-	-	
56	平成18年6月7日	地番配置図データ、市内全域で直近年度のもの	任意申出者	財務部 固定資産税課	平成18年6月21日	不開示	第1号、第2号、 第4号	-	-	-	
57	平成18年6月8日	都市計画法第32条による協議書(受付番号 〇〇〇)	市民	建築都市部 建築指導	平成18年6月22日	部分開示	第1号、第2号	平成18年6月22日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
58	平成18年6月8日	開発行為等協議内容確認通知書(豊中市指令建指第〇〇 〇号)	市民	建築都市部 建築指導	平成18年6月15日	全部開示	-	平成18年6月16日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
59	平成18年6月8日	開発行為等協議申出書(受付番号 〇〇〇)	市民	建築都市部 建築指導	平成18年6月15日	部分開示	第1号、第2号	平成18年6月16日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
60	平成18年6月13日	連絡会開催のお願い(平成15年度～18年度)	市民	水道客タ 給水装置 局様一課	平成18年6月27日	全部開示	-	平成18年7月10日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
61	平成18年6月13日	豊中市管工事共同組合との委託契約書(平成18年度)	市民	水道客タ 給水装置 局様一課	平成18年6月27日	取下げ	-	-	-	-	情報提供
62	平成18年6月13日	豊中市管工事共同組合との委託契約書(過去10年間)	市民	水道客タ 給水装置 局様一課	平成18年6月27日	取下げ	-	-	-	-	情報提供

番号	請求日	請求内容又は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等 根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
63	平成18年6月13日	災害発生時における水道施設等の応急復旧に関する協定の締結について	市民	水道総務課	平成18年6月26日	全部開示	-	平成18年7月10日	閲覧及び写し等の交付	-	
64	平成18年6月19日	下水道敷占用許可申請書	市民	下水道部 下水道管理課	平成18年8月8日	取下げ	-	-	-	-	45日間延長
65	平成18年6月19日	占用関連データ一覧表	市民	下水道部 下水道管理課	平成18年8月8日	取下げ	-	-	-	-	45日間延長
66	平成18年6月19日	下水道敷資料	市民	下水道部 下水道管理課	平成18年7月27日	取下げ	-	-	-	-	45日間延長
67	平成18年6月23日	豊中市少路南土地区画整理組合第11回総会議事録及び議案書	市民	建設都市部 市街地整備室	平成18年7月4日	部分開示	第1号、第2号	平成18年7月10日	閲覧及び写し等の交付	-	
68	平成18年6月28日	退職手当計算書及び特別退職者の翌日昇給予定者調書の提出について	在勤者	教育委員会 学校教育室 教職員課	平成18年7月10日	全部開示	-	平成18年7月13日	閲覧及び写し等の交付	-	
69	平成18年7月10日	服部図書館 ボーリング柱状図・調査位置(平面)図	任意申出者	教育委員会 生涯学習推進課 岡町図書館	平成18年7月24日	部分開示	第1号	-	写し等の交付	-	郵送
70	平成18年7月10日	豊中市立緑地(第37)小学校 土質柱状図	任意申出者	教育委員会 教育総務室 教育施設課	平成18年7月21日	全部開示	-	-	写し等の交付	-	郵送
71	平成18年7月10日	豊中市立南桜塚小学校 調査位置図・土質柱状断面図	任意申出者	教育委員会 教育総務室 教育施設課	平成18年7月21日	全部開示	-	-	写し等の交付	-	郵送
72	平成18年7月10日	豊中市立中豊島小学校 調査位置図・地質柱状図	任意申出者	教育委員会 教育総務室 教育施設課	平成18年7月21日	部分開示	第1号	-	写し等の交付	-	郵送
73	平成18年7月10日	豊中市立北条小学校 調査位置図・土(地)質柱状図	任意申出者	教育委員会 教育総務室 教育施設課	平成18年7月21日	全部開示	-	-	写し等の交付	-	郵送
74	平成18年7月10日	豊中市立小昔根小学校 調査位置図・土質柱状図	任意申出者	教育委員会 教育総務室 教育施設課	平成18年7月21日	全部開示	-	-	写し等の交付	-	郵送
75	平成18年7月10日	豊中市立第一中学校 土質調査位置図・地質柱状図・土質柱状断面図・ボーリング柱状図	任意申出者	教育委員会 教育総務室 教育施設課	平成18年7月21日	部分開示	第1号	-	写し等の交付	-	郵送
76	平成18年7月10日	豊中市立第四中学校 調査位置図・土質柱状図	任意申出者	教育委員会 教育総務室 教育施設課	平成18年7月21日	部分開示	第1号	-	写し等の交付	-	郵送

番号	請求日	請求内容又は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
77	平成18年7月10日	豊中市立第十六中学校 調査位置図・土質柱状図	任意申出者	教育委員室 教育総務室 教育施設課	平成18年7月21日	部分開示	第1号	-	写し等の 交付	-	郵送
78	平成18年7月11日	開発行為等協議申出書(受付番号 〇〇〇)	市民	建築都市部 建築指導室 指導課	平成18年7月21日	部分開示	第1号、第2号	平成18年7月25日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
79	平成18年7月14日	下水道管理課の所有している公文書一切の資料	市民	土木部 下水道管理課	平成18年7月19日	取下げ	-	-	-	-	
80	平成18年7月14日	豊中市内の法定外公共物(里道除)の公文書資料一切(下水道管理課分)	市民	土木部 下水道管理課	平成18年7月27日	取下げ	-	-	-	-	
81	平成18年7月14日	豊中市内の下水道敷と公共敷地(市道・里道・河川敷他)の官官境界終了通知書等資料一切(下水道管理課分)	市民	土木部 下水道管理課	平成18年7月19日	取下げ	-	-	-	-	
82	平成18年7月14日	道路の位置指定関係書類(道路の位置指定の指定申請書、指定位置図、公図、付近見取図、求積図)(平成18年4月1日～平成18年6月30日)(4件)	任意申出者	建築都市部 建築指導室 指導課	平成18年11月1日	部分開示	第1号、第2号	-	写し等の 交付	-	郵送
83	平成18年7月14日	開発行為許可申請書類(公図、開発区域図、求積図、設計説明書、開発行為許可申請書、給排水計画図、造成計画平面図)(平成18年4月1日～平成18年6月30日)(11件)	任意申出者	建築都市部 建築指導室 指導課	平成18年11月1日	部分開示	第1号、第2号	未実施	-	-	
84	平成18年7月19日	公共下水道千里川汚水幹線用地買収費(昭和52年3月31日)	市民	土木部 下水道管理課	平成18年8月2日	部分開示	第1号	平成18年8月8日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
85	平成18年7月19日	公共下水道千里川汚水幹線用地買収費(昭和52年3月28日)	市民	土木部 下水道管理課	平成18年8月2日	部分開示	第1号	平成18年8月8日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
86	平成18年7月19日	公共下水道千里川右岸用地買収費(新市街地)(昭和51年11月10日)	市民	土木部 下水道管理課	平成18年8月2日	部分開示	第1号	平成18年8月8日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
87	平成18年7月19日	公共下水道千里川右岸用地買収費(既設市街地)(昭和51年11月10日)	市民	土木部 下水道管理課	平成18年8月2日	部分開示	第1号	平成18年8月8日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
88	平成18年7月20日	教員資質向上研修について	在学者	教育委員室 学校教育課 教職員課	平成18年8月18日	部分開示	第4号エ	-	写し等の 交付	-	郵送 電子申請 15日間延長
89	平成18年7月20日	豊中市立中学校長の管理監督不十分による事後措置について	在学者	教育委員室 学校教育課 教職員課	平成18年8月18日	部分開示	第1号	-	写し等の 交付	-	郵送 電子申請 15日間延長

番号	請求日	請求内容又は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等 根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
90	平成18年7月20日	大阪府豊中市公立学校教員の懲戒処分について	在学者	会 教 校 教 員 課	平成18年8月18日	部分開示	第1号	-	写し等の 交付	-	郵送 電子申請 15日間延長
91	平成18年7月20日	豊中市公立学校教員の不祥事に関わる事後措置について	在学者	会 教 校 教 員 課	平成18年8月18日	部分開示	第1号	-	写し等の 交付	-	郵送 電子申請 15日間延長
92	平成18年7月20日	豊中市公立学校教員の不祥事の事後措置について	在学者	会 教 校 教 員 課	平成18年8月18日	部分開示	第1号	-	写し等の 交付	-	郵送 電子申請 15日間延長
93	平成18年7月20日	平成15年度本市小学校教員の体罰等の行為について(報告)	在学者	会 教 校 教 員 課	平成18年8月18日	部分開示	第1号、第4号、 第4号エ	-	写し等の 交付	-	郵送 電子申請 15日間延長
94	平成18年7月20日	平成16年度本市小学校教員の体罰について	在学者	会 教 校 教 員 課	平成18年8月18日	部分開示	第1号、第4号、 第4号エ	-	写し等の 交付	-	郵送 電子申請 15日間延長
95	平成18年7月20日	平成17年度本市中学校教員の体罰について	在学者	会 教 校 教 員 課	平成18年8月18日	部分開示	第1号、第4号、 第4号エ	-	写し等の 交付	-	郵送 電子申請 15日間延長
96	平成18年7月28日	開発許可申請書(許可番号 〇〇〇)	市民	建 都 市 部 指 導 課	平成18年8月11日	部分開示	第1号、第2号	平成18年8月11日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
97	平成18年8月1日	市教委理事の退職に係る顔未書(平成18年3月28日付け)	在勤者	会 教 校 教 員 課	平成18年8月15日	部分開示	第1号	平成18年8月17日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
98	平成18年8月7日	支出負担行為兼支出命令書(平成17年11月分議員視察来 庁に伴う飲み物代 三奈市議分)	任意申出者	会 議 務 課	平成18年8月18日	全部開示	-	-	写し等の 交付	-	郵送
99	平成18年8月7日	礼状(平成17年11月14日行政視察)	任意申出者	会 議 務 課	平成18年8月18日	全部開示	-	-	写し等の 交付	-	郵送
100	平成18年8月7日	行政視察について	任意申出者	会 議 務 課	平成18年8月18日	全部開示	-	-	写し等の 交付	-	郵送
101	平成18年8月7日	平成17年11月14日説明資料「改革を担う人材の育成につ いて」	任意申出者	部 材 研 修 所	平成18年8月18日	全部開示	-	-	写し等の 交付	-	郵送
102	平成18年8月8日	豊中市立小・中学校通学区域審議会市民委員の決定につ いて	市民	会 教 育 学	平成18年8月21日	部分開示	第1号	平成18年8月21日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
103	平成18年8月9日	固定資産(土地)評価要領	任意申出者	部 財 産	平成18年8月22日	全部開示	-	平成18年8月25日	写し等の 交付	-	

番号	請求日	請求内容又は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等 根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
104	平成18年8月9日	教職員の勤務における服務の厳正な取扱いについて (平成13年11月26日付)	事業者 (団体)	会 教 学 校 教 育 員 教 職 員 課	平成18年8月23日	全部開示	-	平成18年8月28日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
105	平成18年8月9日	校長会での説明メモ「休憩時間の試行指示」 (平成13年3月1日付)	事業者 (団体)	会 教 学 校 教 育 員 教 職 員 課	平成18年9月7日	不開示 (文書不存在)	-	-	-	-	15日間延長
106	平成18年8月9日	平成13年度 休憩時間の試行について(施行期間 平成 13年4月～7月)	事業者 (団体)	会 教 学 校 教 育 員 教 職 員 課	平成18年9月7日	不開示 (文書不存在)	-	-	-	-	15日間延長
107	平成18年8月9日	休憩時間及び休憩時間の確保に向けての運用について (平成15年3月10日付)	事業者 (団体)	会 教 学 校 教 育 員 教 職 員 課	平成18年8月23日	全部開示	-	平成18年8月28日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
108	平成18年8月9日	休憩時間及び休憩時間の設置状況等に係る調査について 及び回答(平成15年8月22日付)	事業者 (団体)	会 教 学 校 教 育 員 教 職 員 課	平成18年8月23日	全部開示	-	平成18年8月28日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
109	平成18年8月9日	休憩時間及び休憩時間の取得状況調査について(平成17 年1月7日付)	事業者 (団体)	会 教 学 校 教 育 員 教 職 員 課	平成18年9月6日	取下げ	-	-	-	-	15日間延長
110	平成18年8月9日	勤務時間中の組合活動について(平成12年12月21日付)	事業者 (団体)	会 教 学 校 教 育 員 教 職 員 課	平成18年8月23日	全部開示	-	平成18年8月28日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
111	平成18年8月9日	豊中市立学校における勤務時間中の組合活動について (平成13年11月26日付)	事業者 (団体)	会 教 学 校 教 育 員 教 職 員 課	平成18年8月23日	全部開示	-	平成18年8月28日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
112	平成18年8月14日	宅地造成工事許可申請書(許可番号 〇〇〇)	市民	建 築 都 市 部 指 導 課	平成18年8月25日	部分開示	第1号、第2号	平成18年8月30日	写し等の 交付	-	
113	平成18年8月15日	豊中市立小・中学校通学区区域審議会の市民委員公募要領 及び選考要領の設定について	市民	会 教 育 総 務 課	平成18年8月21日	全部開示	-	平成18年8月21日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
114	平成18年8月17日	平成18年度予算航空機燃料譲与税の算定基礎について	市民	財 務 部	平成18年8月29日	全部開示	-	平成18年9月5日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
115	平成18年8月23日	ローズ文化ホール使用申込書(平成13年4月～平成18年3 月分)	市民	人 文 文 化 部 国 際 課	平成18年9月6日	部分開示	第1号	平成18年10月5日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
116	平成18年8月30日	近隣関係住民等事前説明報告書(近隣説明における解体 説明の部分)(No.〇〇〇)	事業者 (団体)	建 築 都 市 部 指 導 課	平成18年9月11日	部分開示	第1号、第2号	平成18年9月15日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
117	平成18年8月30日	建設リサイクル法(建設工事に係る資材の再資源化等に関 する法律)第10条の規定による対象建設工事の届出書(〇 〇〇)	事業者 (団体)	建 築 都 市 部 指 導 課	平成18年9月11日	部分開示	第1号	平成18年9月15日	写し等の 交付	-	

番号	請求日	請求内容又は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等 根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
118	平成18年9月6日	北条財産区所有の物置に係る家屋補充課税台帳の平面図	市民	財務部 固定資産税課	平成18年9月6日	全部開示	-	平成18年9月6日	写し等の 交付	-	即時開示
119	平成18年9月21日	豊中市服部西町土地区画整理事業、豊中市計画事業 少路特定土地区画整理事業、豊中市少路南土地区画整 理事業、豊中市計画事業野田土地区画整理事業、豊中 市西泉丘土地区画整理事業における換地図と位置図	任意申出者	建築都市部 市街地整備室	平成18年10月5日	全部開示	-	-	写し等の 交付	-	郵送
120	平成18年9月21日	有害物質使用特定事業場名簿	任意申出者	環境部 環境政策室	平成18年9月26日	全部開示	-	-	写し等の 交付	-	郵送
121	平成18年9月28日	平成17年度 野畑公民館活動交付金精算書	市民	教育委員 生涯学習推進 中央公民館	平成18年10月10日	部分開示	第1号	平成18年10月13日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
122	平成18年9月28日	平成17年3月22日開催の豊中市職員採用選考委員会の議 事録	市民	総務部 人材育成 人事課	平成18年10月5日	不開示 (文書不存在)	-	-	-	-	
123	平成18年10月4日	落合橋から南側部分の道路の路面強度、および清谷橋西 詰めの南側部分の路面強度に関する算定基準・算定計算 式等に関する資料 清谷橋西詰めの北側部分の道路を通行不可とする行政上 の判断を具体的に示す資料	利害関係者	土木部 水道管理課	平成18年10月18日	取下げ	-	-	-	-	情報提供
124	平成18年10月11日	「合格決定について」(平成17年3月22日付 豊中市職員採 用選考委員会起案)	市民	総務部 人材育成 人事課	平成18年10月20日	部分開示	第1号、第4号エ	平成18年10月24日	写し等の 交付	-	
125	平成18年10月17日	平成16年度 公民館活動交付金精算書	市民	教育委員 生涯学習推進 中央公民館	平成18年10月26日	部分開示	第1号	平成18年10月31日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
126	平成18年10月17日	平成17年度 公民館(野畑公民館除く)活動交付金精 算書	市民	教育委員 生涯学習推進 中央公民館	平成18年10月26日	部分開示	第1号	平成18年10月31日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
127 ～ 142	平成18年10月18日	墓地管理者選任届(〇〇墓地(ほか合計16件))	市民	健康福祉部 地域福祉課	平成18年11月1日	部分開示	第1号	平成18年11月6日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
143	平成18年10月23日	保育所入所待機児童数調査(平成17年1月1日、4月1 日、7月1日、10月1日、平成18年1月1日、4月1日現在)	任意申出者	子ども未来部 保育課	平成18年10月25日	全部開示	-	平成18年10月31日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
144	平成18年10月24日	豊中市立服部図書館・服部老人デイサービスセンター総合 管理業務委託契約書(服部図書館分契約書)	市民	教育委員 生涯学習推進 岡町図書館	平成18年10月27日	部分開示	第2号	平成18年11月6日	写し等の 交付	-	
145	平成18年10月24日	豊中市立小学校有人警備業務委託契約書(平成18年4月 1日締結)	市民	教育委員 総務課 教育施設課	平成18年10月30日	部分開示	第6号	平成18年11月6日	写し等の 交付	-	
146	平成18年10月24日	豊中市立岡町図書館総合管理業務委託契約書	市民	教育委員 生涯学習推進 岡町図書館	平成18年10月27日	部分開示	第2号	平成18年11月6日	写し等の 交付	-	

番号	請求日	請求内容又は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等 根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
147	平成18年10月27日	豊中市役所庁舎警備及び駐車場整理業務等委託契約書	市民	総務部 財産管理課	平成18年11月1日	部分開示	第2号、第6号	平成18年11月15日	写し等の 交付	-	
148	平成18年10月27日	豊中市総合管理業務委託契約書	市民	総務部 財産管理課	平成18年11月1日	部分開示	第2号	平成18年11月15日	写し等の 交付	-	
149	平成18年10月27日	豊中市立生活情報センターくらしかん総合管理業務委託契約書	市民	市民生活部 市民生活課	平成18年11月9日	部分開示	第2号、第6号	平成18年11月15日	写し等の 交付	-	
150	平成18年10月27日	とよなか男女共同参画推進センターすてっぷ総合管理業務委託契約書	市民	人権文化部 男女共同参画 推進課	平成18年11月2日	部分開示	第2号、第6号	平成18年11月15日	写し等の 交付	-	
151	平成18年10月30日	豊中市水道局庁舎 ポーリング調査結果(ポーリング柱状 図と調査位置図)	任意申出者	水道局 水道総務課	平成18年11月13日	部分開示	第1号	-	写し等の 交付	-	郵送
152	平成18年10月30日	豊中市役所 調査位置図・土質柱状図	任意申出者	総務部 財産管理課	平成18年11月10日	全部開示	-	-	写し等の 交付	-	郵送
153	平成18年10月30日	豊中市立克明小学校 調査位置図・地質柱状図	任意申出者	教育委員会 教育総務室 教育施設課	平成18年11月13日	全部開示	-	-	写し等の 交付	-	郵送
154	平成18年10月30日	豊中市立桜塚小学校 調査位置図・土(地)質柱状図	任意申出者	教育委員会 教育総務室 教育施設課	平成18年11月13日	全部開示	-	-	写し等の 交付	-	郵送
155	平成18年10月30日	豊中市立大池小学校 調査位置図・地質柱状図	任意申出者	教育委員会 教育総務室 教育施設課	平成18年11月13日	部分開示	第1号	-	写し等の 交付	-	郵送
156	平成18年10月30日	豊中市立熊野田小学校 調査位置図・土質柱状図	任意申出者	教育委員会 教育総務室 教育施設課	平成18年11月13日	部分開示	第1号	-	写し等の 交付	-	郵送
157	平成18年11月6日	市立豊中病院病棟ヘルパー業務の委託契約書	市民	市立豊中病院 事務管理課	平成18年11月20日	全部開示	-	平成18年12月1日	写し等の 交付	-	
158	平成18年11月6日	市立豊中病院食器及び配膳車洗浄業務の委託契約書	市民	市立豊中病院 事務管理課	平成18年11月20日	全部開示	-	平成18年12月1日	写し等の 交付	-	
159	平成18年11月6日	市立豊中病院医療情報システム運用管理業務の委託契約 書	市民	市立豊中病院 事務管理課	平成18年11月20日	部分開示	第2号	平成18年12月1日	写し等の 交付	-	
160	平成18年11月6日	市立豊中病院調乳業務の委託契約書	市民	市立豊中病院 事務管理課	平成18年11月20日	全部開示	-	平成18年12月1日	写し等の 交付	-	

番号	請求日	請求内容又は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等 根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
161	平成18年11月6日	市立豊中病院人間ドック受診者用給食業務の委託契約書	市民	市立豊中病院 事務局 病院管理課	平成18年11月20日	全部開示	-	平成18年12月1日	写し等の 交付	-	
162	平成18年11月6日	市立豊中病院管理部門受付業務の派遣事業契約書	市民	市立豊中病院 事務局 病院管理課	平成18年11月20日	全部開示	-	平成18年12月1日	写し等の 交付	-	
163	平成18年11月6日	市立豊中病院院内保育所運営業務の委託契約書	市民	市立豊中病院 事務局 病院管理課	平成18年11月20日	部分開示	第2号	平成18年12月1日	写し等の 交付	-	
164	平成18年11月6日	市立豊中病院電話交換業務の委託契約書	市民	市立豊中病院 事務局 病院管理課	平成18年11月20日	全部開示	-	平成18年12月1日	写し等の 交付	-	
165	平成18年11月6日	市立豊中病院警備・防災業務の委託契約書	市民	市立豊中病院 事務局 病院管理課	平成18年11月20日	部分開示	第6号	平成18年12月1日	写し等の 交付	-	
166	平成18年11月6日	市立豊中病院手術室管理及び清潔区域環境整備業務の 委託契約書	市民	市立豊中病院 事務局 病院管理課	平成18年11月20日	全部開示	-	平成18年12月1日	写し等の 交付	-	
167	平成18年11月6日	市立豊中病院一般区域清掃業務の委託契約書	市民	市立豊中病院 事務局 病院管理課	平成18年11月20日	全部開示	-	平成18年12月1日	写し等の 交付	-	
168	平成18年11月6日	市立豊中病院病棟区域清掃業務の委託契約書	市民	市立豊中病院 事務局 病院管理課	平成18年11月20日	部分開示	第2号	平成18年12月1日	写し等の 交付	-	
169	平成18年11月6日	市立豊中病院搬送設備維持管理整備業務の委託契約書	市民	市立豊中病院 事務局 病院管理課	平成18年11月20日	全部開示	-	平成18年12月1日	写し等の 交付	-	
170	平成18年11月6日	市立豊中病院核医学診断施設総合管理業務の委託契約 書	市民	市立豊中病院 事務局 病院管理課	平成18年11月20日	全部開示	-	平成18年12月1日	写し等の 交付	-	
171	平成18年11月6日	市立豊中病院機械設備維持管理整備業務の委託契約書	市民	市立豊中病院 事務局 病院管理課	平成18年11月20日	全部開示	-	平成18年12月1日	写し等の 交付	-	
172	平成18年11月6日	市立豊中病院設備運轉管理業務の委託契約書	市民	市立豊中病院 事務局 病院管理課	平成18年11月20日	全部開示	-	平成18年12月1日	写し等の 交付	-	
173	平成18年11月8日	「建築計画概要書」の第二面、第三面(平成18年6月1日 ～10月31日)	任意申出者	建築都市部 建築指導室 審査課	平成18年11月21日	部分開示	第1号	未実施	-	-	
174	平成18年11月9日	平成18年度高齢者保健福祉施設整備計画について	市民	健康福祉部 保健高齢 介護課	平成18年11月20日	全部開示	-	平成18年11月22日	写し等の 交付	-	

番号	請求日	請求内容又は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等 根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
175 ・ 176	平成18年11月10日	待機児童数調査(平成18年7月1日分、10月1日分)	市民	こども未来部 保育課	平成18年11月20日	全部開示	-	平成18年11月30日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
177	平成18年11月10日	在籍児童数調査(平成18年7月1日現在分)	市民	こども未来部 保育課	平成18年11月20日	全部開示	-	平成18年11月30日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
178	平成18年11月10日	在籍児童数調査(平成18年10月1日現在分)	市民	こども未来部 保育課	平成18年11月20日	取下げ	-	-	-	-	
179	平成18年11月15日	(仮称)〇〇〇新築工事に係る環境影響評価準備書(市長 意見書)	市民	環境政策部 環境政策室	平成18年11月27日	全部開示	-	平成18年12月1日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
180	平成18年11月15日	開発行為等事前相談返答書(豊建〇〇〇号)	市民	建築都市部 建築指導 指	平成18年11月27日	全部開示	-	平成18年12月1日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
181	平成18年11月17日	消費生活相談詳細内容	市民	市民生活部 生活課	平成18年11月28日	不開示	第1号、第5号	-	-	-	
182	平成18年11月17日	建築台帳(平成5年〇〇〇番)	事業者 (団体)	建築都市部 建築指導 査	平成18年11月21日	全部開示	-	平成18年11月24日	写し等の 交付	-	
183	平成18年11月22日	ホテル建築回答の提出について(要望)	事業者 (団体)	建築都市部 開発調整 室	平成18年12月6日	部分開示	第1号、第2号	平成18年12月11日	写し等の 交付	-	
184 ～ 190	平成18年11月29日	「事故報告書」(2005年度中に介護事業者及び介護保険 施設より提出されたものの中で、事故結果が「死亡」となっ たもの)(7件)	任意申出者	健康福祉部 保健介護 課	平成18年12月12日	部分開示	第1号	-	写し等の 交付	-	郵送
191	平成18年12月8日	土地売買契約の締結について	任意申出者	総務部 財産管理 課	平成18年12月22日	部分開示	第1号	平成18年12月26日	写し等の 交付	-	
192	平成18年12月11日	〈庄内処理区〉穂積排水区 排水区画割施設平面図(合 流)	市民	土木部 下水道設 課	平成18年12月22日	全部開示	-	平成18年12月27日	閲覧	-	
193	平成18年12月11日	豊中市公共下水道事業計画の変更認可申請について(平 成18年3月20日認可)	市民	土木部 下水道設 課	平成18年12月22日	全部開示	-	平成18年12月27日	閲覧	-	
194	平成18年12月18日	開発行為等事前相談書(受付番号 〇〇〇)	市民	建築都市部 建築指導 指	平成19年1月4日	部分開示	第1号、第2号	平成19年1月16日	写し等の 交付	-	
195	平成18年12月20日	開発行為等事前相談書(受付番号 〇〇〇)	市民	建築都市部 建築指導 指	平成19年1月4日	部分開示	第1号、第2号	平成19年1月11日	写し等の 交付	-	

番号	請求日	請求内容又は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等 根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
196	平成18年12月22日	平成18年度 高齢者保険福祉施設整備計画の取り下げについて	市民	健康福祉部 保険高齢課	平成18年12月22日	全部開示	-	平成18年12月22日	閲覧及び 写し等の 交付	-	即時開示
197	平成18年12月27日	標識設置届出書(仮称○○○)	市民	建築都市部 開発調整室	平成19年1月5日	部分開示	第1号、第2号	平成19年1月15日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
198	平成18年12月27日	開発行為等事前相談書(受付番号 ○○○)	市民	建築都市部 指導課	平成19年1月10日	部分開示	第1号、第2号	平成19年1月15日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
199	平成18年12月27日	開発行為等事前相談返答書(豊建第○○○)	市民	建築都市部 指導課	平成19年1月10日	全部開示	-	平成19年1月15日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
200	平成19年1月9日	農地法第4条第1項第5号の規定による農地転届出書・ 農地法第5条第1項第3号の規定による農地転届出書・ 豊中市農業委員会議案(農地法第4条及び第5条の規定 による転届届出にかかるとの部分)(平成18年10月1日～12月 31日分)	任意申出者	農業委員 会局	平成19年2月2日	不開示	第1号	-	-	-	
201	平成19年1月11日	開発行為等協議申出書(受付番号 ○○○)	市民	建築都市部 指導課	平成19年1月22日	部分開示	第1号、第2号	平成19年1月25日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
202	平成19年1月11日	建築計画変更届(仮称○○○)	市民	建築都市部 開発調整室	平成19年1月24日	部分開示	第1号、第2号	平成19年1月25日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
203	平成19年1月11日	事前説明報告確認通知書(仮称○○○)	市民	建築都市部 開発調整室	平成19年1月24日	全部開示	-	平成19年1月25日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
204	平成19年1月11日	近隣関係住民等事前説明報告書(仮称○○○)	市民	建築都市部 開発調整室	平成19年1月24日	部分開示	第1号、第2号	平成19年1月25日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
205	平成19年2月2日	都市計画法第36条第1項による工事完了届出書及び検査 済証・告示に関する書類(豊中市指令建指第○○○号)	市民	建築都市部 指導課	平成19年2月15日	部分開示	第1号、第2号	平成19年2月20日	写し等の 交付	-	
206	平成19年2月2日	住居表示実施地区全ての新旧対照表	任意申出者	市民生活 部課	平成19年3月28日	不開示	第6号	-	-	-	
207	平成19年2月2日	住居表示実施地区全ての新旧対照図	任意申出者	市民生活 部課	平成19年3月28日	不開示 (文書不存在)	-	-	-	-	
208 ～ 210	平成19年2月2日	弁護士相談業務委託契約書(平成16～18年度)	市民	政策推進部 広報課	平成19年2月8日	全部開示	-	-	写し等の 交付	-	郵送
211	平成19年2月5日	近隣関係住民等事前説明報告書(仮称○○○)	市民	建築都市部 開発調整室	平成19年2月15日	部分開示	第1号、第2号	平成19年2月19日	閲覧及び 写し等の 交付	-	

番号	請求日	請求内容又は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等 根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
212	平成19年2月5日	標識設置届出書(仮称〇〇〇)	市民	建築都市部 開発調整室	平成19年2月15日	部分開示	第1号、第2号	平成19年2月19日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
213	平成19年2月5日	開発行為等事前相談書(受付番号 〇〇〇)	市民	建築都市部 建築指導室 指導	平成19年2月15日	部分開示	第1号、第2号	平成19年2月19日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
214 ～ 217	平成19年2月5日	工作物の確認申請書(確認番号 〇〇〇)ほか合計4件)	在勤者	建築都市部 建築指導室 審査	平成19年2月16日	部分開示	第1号	平成19年2月20日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
218	平成19年2月5日	個人情報情報の取扱いに関する是正措置について(通知)	市民	木 下水道部 道路維持課	平成19年2月14日	不開示	第1号	-	-	-	
219 ～ 250	平成19年2月9日	支出負担行為兼支出命令書(訴訟に係る弁護士費用)(32 件)	市民	総務部 総務室	平成19年3月12日	全部開示	-	-	写し等の 交付	-	31日間延長 郵送
251	平成19年2月14日	水質汚濁防止法に基づく特定施設の届出施設一覧	任意申出者	環境部 環境政策室	平成19年2月19日	全部開示	-	平成19年2月27日	写し等の 交付	-	
252	平成19年2月19日	下水道法に係る特定事業場一覧	任意申出者	木 下水道部 下水道管理課	平成19年2月21日	取下げ	-	-	-	-	情報提供
253	平成19年2月19日	豊中市が水道料金(下水道を含む)の値上げを行った際 に、値上げに対して、賛成した議員の氏名が分かる行政文 書一切	市民	市議会議務局 議務課	平成19年2月21日	不開示 (文書不存在)	-	-	-	-	

* 「請求者区分」欄の表示の仕方

- 市民・・・・・・・・市の区域内に住所を有する者
- 事業者(個人)・・・市の区域内に事務所又は事業所を有する個人
- 事業者(団体)・・・市の区域内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体
- 在勤者・・・・・・・・市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- 在学者・・・・・・・・市の区域内に存する学校に在学する者
- 納税義務者・・・・・・・・市税の納税義務者
- 利害関係者(個人)・・・行政文書に係る事務事業の利害関係者のうちの個人
- 利害関係者(団体)・・・行政文書に係る事務事業の利害関係者のうちの団体
- 任意申出者・・・・・・・・上記以外のもの

Ⅱ. 個人情報保護制度の運用状況

Ⅱ. 個人情報保護制度の運用状況

(1) 個人情報保護制度の運用の経過

区 分		17年度まで	18年度	合 計
請 求 件 数		382 件	74 件	456 件
請 求 者 数		330 人	60 人	390 人
処 理 状 況	承 諾 (全部開示)	261 件	52 件	313 件
	一 部 承 諾 (部分開示)	53 件	9 件	62 件
	全 部 拒 否 (不開示)	35 件	8 件	43 件
	全 部 拒 否 (文書不存在)	13 件	1 件	14 件
	取 下 げ	20 件	4 件	24 件
不 服 申 立 て 件 数		36 件	0 件	36 件

- 平成18年度は、74件の請求があり、自己に関する情報の開示請求が66件、削除等請求が8件でした。

開示請求のうち、診療報酬明細書（レセプト）に関する文書が18件、住民票・戸籍に関する文書が6件、障害者自立支援法に基づく認定調査に関する文書が5件、介護保険法に基づく要介護認定に関する文書が4件ありました。

削除請求は、その全てが住民基本台帳に記載された住民票コードの削除を求めるものでした。

制度化以来では延べ390人から456件の請求があり、その内訳として、自己に関する情報の開示請求421件、目的外利用等の中止請求20件、削除請求15件となっています。

なお、平成18年度からは、「診療録（カルテ）に関する文書（担当：市立豊中病院）」の開示請求については条例第29条に規定する開示請求の特例によることとしましたが、19件の請求があり、全て開示されました。

(2) 不開示理由の内訳（自己情報の開示請求）

(単位：件)

区 分	17年度まで（※）	18年度	合 計
請 求 件 数	355	66	421
全部拒否（不開示・文書不存在） 又は一部承諾（部分開示）件数	77	10	87
本人情報	0	0	0
第三者の個人情報	5	9	14
法人等情報	1	2	3
審議検討等情報	1	0	1
事務事業情報	1	0	1
任意提供情報	0	0	0
公共安全等情報	0	0	0
法令秘等情報	0	0	0
文書不存在	1	1	2

旧条例に基づく不開示理由の内訳（※）

法令秘情報	2		2
評価・診断等情報	19		19
事務事業執行情報	55		55
文書不存在（H13年から）	12		12

* 不開示理由には、一つの決定で複数の理由による場合がある。

※ 不開示理由の内訳は、新条例施行（平成17年10月1日）以後に決定を行ったものについては新条例の区分により、それ以前に決定を行ったものは旧条例の区分による。

- 自己情報の開示請求については、平成18年度は延べ52人から66件の請求があり、その処理状況は、承諾（全部開示）52件、一部承諾（部分開示）9件、全部拒否（文書不存在）1件、取下げ4件でした。

制度化以来の通算では、421件（取下げ21件を含む。）の請求に対して全部拒否（不開示・文書不存在）又は一部承諾（部分開示）の決定となったものは87件で、新条例に基づく決定における不開示の該当理由としては、第三者の個人情報14件、法人等情報3件、審議検討等情報及び事務事業情報がそれぞれ1件となっています。

なお、旧条例に基づく決定における不開示の該当理由としては、事務事業執行情報55件、評価・診断等情報19件、法令秘情報2件です。

(3) 部局別開示等請求件数

(単位：件)

	実施機関名	部 局 名	担 当 課	請 求 件 数	小 計
1	市 長 (6部局)	総 務 部	財 産 管 理 課	2	67
			財 務 部	納 税 管 理 課	
		市 民 生 活 部 (4課)	市 民 生 活 課	1	
			市 民 課	17	
			商 工 労 政 課	4	
			庄 内 出 張 所	1	
		健 康 福 祉 部 (7課)	地 域 福 祉 課	7	
			健 康 づ くり 推 進 課	2	
			生 活 福 祉 課	1	
			障 害 福 祉 課	5	
			保 険 給 付 課	18	
			保 険 資 格 課	1	
			高 齢 介 護 課	4	
		こ ども 未 来 部	保 育 課	2	
建 築 都 市 部	指 導 課	1			
2	消 防 長	消 防 本 部 (2課)	指 令 情 報 課	1	5
			北 消 防 署	4	
3	教 育 委 員 会 (2部局)	教 育 総 務 室	学 務 課	1	2
		学 校 教 育 室	教 職 員 課	1	
3実施機関		9部局	19課	74	74

- 平成18年度は、3実施機関9部局に対して74件の請求があり、その内訳は、健康福祉部38件、市民生活部23件（うち削除請求8件）、消防本部5件、総務部、こども未来部が各2件、財務部、建築都市部、教育総務室、学校教育室が各1件となっています。

制度化以来の通算では、5実施機関に対して456件の請求があり、市長360件、教育委員会59件、監査委員10件、水道事業管理者17件、消防長10件となっています。

(4) 開示の実施方法（自己情報の開示請求）

（単位：件）

区 分	平成17年度まで	平成18年度	合 計
閲 覧 の み	3	4	7
閲 覧 と 写 し 等 の 交 付	227	34	261
写 し 等 の 交 付 の み	80 (18)	21 (6)	101 (24)
聴 取 又 は 視 聴	0	0	0
未 実 施	4	2	6
合 計	314 (18)	61 (6)	375 (24)

* （ ）内の数字は、郵送の件数（内数）

- 実施機関の決定が承諾（全部開示）又は一部承諾（部分開示）の場合、閲覧、聴取、視聴又は写し等の交付を受けることができます。

平成18年度は、閲覧のみが4件、閲覧と写し等の交付が34件、写し等の交付のみが21件でした。なお、平成19年4月末現在で未実施のものが2件あります。

制度化以来の通算では、閲覧のみが7件（1.9%）、閲覧と写し等の交付が261件（69.6%）、写し等の交付のみが101件（26.9%）となっています。

なお、平成10年度、13年度、14年度及び17年度に請求者が来庁しなかったため、開示できなかったものがそれぞれ1件あり、平成18年度2件を含めて合計6件（1.6%）あります。

(5)自己情報開示等請求
①自己情報開示請求

(不開示等の根拠は、個人情報保護条例第15条各号)

番号	請求日	個人情報の内容	請求区分	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
1	平成18年4月11日	介護保険住宅改修の見積書	開示請求	相続人等	健康福祉部 保険給付課	平成18年4月21日	全部開示	—	平成18年5月9日	閲覧及び 写し等の 交付	—	
2	平成18年4月12日	緊急一時利用状況(平成16年11月～12月分)	開示請求	相続人等	こども未来部 保育課	平成18年4月24日	部分開示	第2号	—	写し等の 交付	—	郵送
3 ～ 4	平成18年4月13日	境界確定図	開示請求	本人	総務部 財産管理課	平成18年4月24日	部分開示	第2号	平成18年4月28日	写し等の 交付	—	
5	平成18年4月14日	住民票の写し等交付請求書 委任状	開示請求	本人	市民生活部 庄内出張所	平成18年4月14日	全部開示	—	平成18年4月25日	閲覧及び 写し等の 交付	—	
6	平成18年4月18日	診療報酬明細書(平成13年4月～平成18年2月 歯科分)	開示請求	本人	健康福祉部 保険給付課	平成18年4月20日	全部開示	—	平成18年4月25日	閲覧及び 写し等の 交付	—	
7	平成18年4月26日	診療報酬明細書(平成16年5月～平成18年2月 〇〇〇病院分)	開示請求	本人	健康福祉部 保険給付課	平成18年4月28日	全部開示	—	—	写し等の 交付	—	郵送
8	平成18年5月2日	火災調査報告書	開示請求	本人	消防本部 指令情報課	平成18年5月10日	部分開示	第2号	平成18年6月1日	写し等の 交付	—	
9	平成18年5月9日	障害程度区分認定書類(認定調査票、特記事項、 概況調査票、医師意見書)	開示請求	本人	健康福祉部 福祉事務所 障害福祉課	平成18年5月12日	全部開示	—	平成18年5月17日	写し等の 交付	—	
10	平成18年5月9日	障害程度区分認定書類(認定調査票、特記事項、 概況調査票、医師意見書)	開示請求	本人	健康福祉部 福祉事務所 障害福祉課	平成18年5月12日	全部開示	—	平成18年5月17日	写し等の 交付	—	
11	平成18年5月15日	固定資産・都市計画法にかかる市税徴収簿	開示請求	相続人等	財納部 税務管理課	平成18年5月16日	全部開示	—	平成18年5月22日	閲覧及び 写し等の 交付	—	
12	平成18年5月15日	診療報酬明細書(平成15年9月～平成16年9月 分)	開示請求	相続人等	健康福祉部 保険給付課	平成18年5月26日	全部開示	—	平成18年5月31日	写し等の 交付	—	
13	平成18年5月25日	救急報告書	開示請求	相続人等	消防本部 消防署	平成18年6月1日	全部開示	—	平成18年6月12日	閲覧及び 写し等の 交付	—	
14	平成18年6月6日	公害健康被害補償法公害健康被害主治医診断報 告書(認定申請用)	開示請求	本人	健康福祉部 健康づくり 推進課	平成18年6月7日	全部開示	—	—	写し等の 交付	—	郵送

番号	請求日	個人情報内容	請求区分	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等 根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
15	平成18年7月6日	診療報酬明細書(平成17年8月～平成18年3月分)	開示請求	本人	健康福祉部 保険給付課	平成18年8月2日	全部開示	—	平成18年8月7日	閲覧及び 写し等の 交付	—	15日間延長
16	平成18年7月6日	診療報酬明細書(平成15年3月～平成17年8月15日分)	開示請求	本人	健康福祉部 福祉事務所 生活福祉課	平成18年7月11日	全部開示	—	平成18年7月12日	閲覧及び 写し等の 交付	—	
17	平成18年7月11日	診療報酬明細書(平成14年6月1日～平成17年12月〇〇〇病院分)	開示請求	本人	健康福祉部 保険給付課	平成18年7月25日	全部開示	—	平成18年7月27日	閲覧及び 写し等の 交付	—	
18	平成18年7月13日	診療報酬明細書(平成16年1月～平成16年11月〇〇〇病院分)	開示請求	本人	健康福祉部 保険給付課	平成18年7月25日	全部開示	—	平成18年7月27日	閲覧及び 写し等の 交付	—	
19	平成18年7月21日	診療報酬明細書(平成17年7月～平成17年12月〇〇〇病院分)	開示請求	本人	健康福祉部 保険給付課	平成18年8月4日	全部開示	—	平成18年8月8日	写し等の 交付	—	
20	平成18年7月26日	診療報酬明細書(平成17年5月 〇〇〇病院分)	開示請求	相続人等	健康福祉部 保険給付課	平成18年8月2日	全部開示	—	平成18年8月4日	写し等の 交付	—	
21	平成18年7月28日	診療報酬明細書(平成13年10月～平成18年5月)	開示請求	本人	健康福祉部 保険給付課	平成18年8月23日	全部開示	—	未実施	—	—	14日間延長
22	平成18年7月31日	診療報酬明細書(平成13年8月分)	開示請求	本人	健康福祉部 保険給付課	平成18年8月3日	取下げ	—	—	—	—	
23	平成18年8月2日	診療報酬明細書(平成17年12月 歯科分)	開示請求	本人	健康福祉部 保険給付課	平成18年8月4日	全部開示	—	平成18年8月4日	閲覧	—	
24	平成18年8月9日	障害者自立支援法に伴う「医師意見書」	開示請求	本人	健康福祉部 福祉事務所 障害福祉課	平成18年8月14日	全部開示	—	—	写し等の 交付	—	郵送
25	平成18年8月9日	診療報酬明細書(平成18年3月 〇〇〇分)	開示請求	本人	健康福祉部 保険給付課	平成18年8月14日	全部開示	—	平成18年8月15日	閲覧及び 写し等の 交付	—	
26	平成18年8月15日	豊中市立小・中学校通学区域審議会市民委員の決定について	開示請求	本人	教育委員会 教育総務課	平成18年8月21日	部分開示	第2号	平成18年8月21日	閲覧及び 写し等の 交付	—	
27	平成18年8月23日	住民票の写し等交付請求書	開示請求	本人	市民生活部 市民課	平成18年8月28日	部分開示	第2号	平成18年8月31日	閲覧及び 写し等の 交付	—	
28	平成18年8月23日	郵送による住民票の写し等交付請求にかかわる書類	開示請求	本人	市民生活部 市民課	平成18年8月28日	部分開示	第2号、第3号	平成18年8月31日	閲覧及び 写し等の 交付	—	

番号	請求日	個人情報の内容	請求区分	請求者区分	担当部署	決定日	決定内容	不開示等 根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
29	平成18年8月23日	印鑑登録原票	開示請求	本人	市民生活部 市民課	平成18年9月5日	取下げ	-	-	-	-	情報提供
30	平成18年8月24日	戸籍謄・抄本の交付請求書(平成18年5月～8月)	開示請求	本人	市民生活部 市民課	平成18年9月1日	不開示 (文書 不存在)	-	-	-	-	
31	平成18年8月24日	診療報酬明細書(平成17年6月～平成17年12月 ○○○眼科分)	開示請求	本人	健康福祉部 保険給付課	平成18年9月4日	全部開示	-	平成18年9月8日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
32 ～ 33	平成18年8月29日	印鑑登録原票	開示請求	本人	市民生活部 市民課	平成18年9月8日	取下げ	-	-	-	-	情報提供
34	平成18年9月15日	救急報告書の記載事項	開示請求	本人	消防本部 消防署	平成18年9月27日	部分開示	第2号	平成18年9月28日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
35	平成18年9月19日	救急報告書の記載事項	開示請求	本人	消防本部 消防署	平成18年9月29日	全部開示	-	-	写し等の 交付	-	郵送
36	平成18年10月6日	診療報酬明細書(平成14年8月～平成15年4月 ○○○病院分)	開示請求	本人	健康福祉部 保険給付課	平成18年10月10日	全部開示	-	平成18年10月13日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
37	平成18年10月11日	救急出場報告書の記載事項	開示請求	本人	消防本部 消防署	平成18年10月17日	全部開示	-	平成18年10月23日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
38	平成18年10月24日	診療報酬明細書(平成18年7月・8月 ○○○病院 分)	開示請求	任意代理人	健康福祉部 保険給付課	平成18年10月27日	全部開示	-	平成18年11月7日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
39	平成18年11月1日	豊中市立小学校教員の聞き取りについて	開示請求	本人	教育委員会 学校教育室 教職員課	平成18年11月8日	全部開示	-	平成18年11月14日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
40	平成18年11月1日	診療報酬明細書(平成18年4月 ○○○病院分)	開示請求	本人	健康福祉部 保険給付課	平成18年11月6日	全部開示	-	平成18年11月9日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
41	平成18年11月6日	障害者自立支援法に伴う認定調査票(特記事項含 む)及び医師意見書	開示請求	本人	健康福祉部 福祉事務所 障害福祉課	平成18年11月13日	全部開示	-	-	写し等の 交付	-	郵送
42	平成18年11月14日	消費生活相談詳細情報	開示請求	本人	市民生活部 市民課	平成18年11月27日	全部開示	-	平成18年12月4日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
43	平成18年11月29日	印鑑登録証明書交付請求書	開示請求	本人	市民生活部 市民課	平成18年12月5日	全部開示	-	未実施	-	-	

番号	請求日	個人情報の内容	請求区分	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
44	平成18年12月18日	①要介護・要支援認定にかかる訪問調査②判定結果・意見③主治医意見書	開示請求	本人	健康福祉部 保健高齢介護課	平成18年12月21日	全部開示	—	平成18年12月22日	写し等の交付	—	
45	平成19年1月15日	要介護認定に係る主治医意見書	開示請求	本人	健康福祉部 保健高齢介護課	平成19年1月16日	全部開示	—	平成19年1月16日	写し等の交付	—	
46	平成19年1月16日	開発行為等事前相談書(受付番号〇〇〇)	開示請求	本人	建築都市部 建築指導課	平成19年1月24日	部分開示	第2号、第3号	平成19年1月29日	写し等の交付	—	
47	平成19年1月26日	民事第一審訴訟記録(〇〇〇号)	開示請求	本人	市民生活部 商工労働課	平成19年1月31日	全部開示	—	平成19年2月5日	閲覧及び写し等の交付	—	
48	平成19年1月26日	支払猶予関係	開示請求	本人	市民生活部 商工労働課	平成19年1月31日	全部開示	—	平成19年2月5日	閲覧及び写し等の交付	—	
49	平成19年1月26日	弁護士への申立関係書類	開示請求	本人	市民生活部 商工労働課	平成19年1月31日	全部開示	—	平成19年2月5日	閲覧及び写し等の交付	—	
50	平成19年1月26日	貸付金関係	開示請求	本人	市民生活部 商工労働課	平成19年1月31日	全部開示	—	平成19年2月5日	閲覧及び写し等の交付	—	
51	平成19年1月31日	戸籍謄・抄本等交付請求書	開示請求	本人	市民生活部 市民課	平成19年2月13日	全部開示	—	平成19年2月16日	閲覧	—	
52	平成19年1月31日	戸籍謄本等職務上請求書	開示請求	本人	市民生活部 市民課	平成19年2月13日	全部開示	—	平成19年2月16日	閲覧	—	
53	平成19年2月13日	医学的検査結果報告書(障害補償費用)	開示請求	本人	健康福祉部 健康づくり推進課	平成19年2月13日	全部開示	—	平成19年2月13日	写し等の交付	—	
54 ～ 60	平成19年2月15日	災害援護資金借入に関する書類 合計7件	開示請求	本人	健康福祉部 地域福祉課	平成19年2月27日	全部開示	—	平成19年3月12日	閲覧及び写し等の交付	—	
61	平成19年2月21日	介護保険主治医意見書	開示請求	相続人等	健康福祉部 保健高齢介護課	平成19年2月23日	全部開示	—	平成19年2月26日	閲覧及び写し等の交付	—	
62	平成19年2月26日	認定調査内容、特記事項	開示請求	相続人等	健康福祉部 保健高齢介護課	平成19年2月28日	全部開示	—	平成19年3月2日	写し等の交付	—	
63	平成19年2月26日	障害者自立支援法に伴う認定調査票(特記事項含む)及び医師意見書	開示請求	任意代理人	健康福祉部 福祉事務所 障害福祉課	平成19年3月2日	全部開示	—	平成19年3月7日	写し等の交付	—	

番号	請求日	個人情報の内容	請求区分	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等 根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
64	平成19年2月28日	診療報酬明細書(平成18年7月～12月 ○○病 院)	開示請求	本人	健康福祉部 保険給付課	平成19年3月8日	全部開示	—	平成19年3月12日	閲覧	—	
65	平成19年3月12日	国民健康保険被保険者証交付申請書	開示請求	本人	健康福祉部 保険資格課	平成19年3月13日	全部開示	—	平成19年3月14日	写し等の 交付	—	
66	平成19年3月13日	保育所児童抄本	開示請求	法定代理人	こども未来部 保育課	平成19年3月26日	全部開示	—	平成19年4月10日	閲覧及び 写し等の 交付	—	

② 自己情報訂正等請求

番号	請求日	個人情報の内容	請求区分	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不服申立日	備考
1 ～ 8	平成19年2月16日	住民票に記載された住民票コード(合計8件)	削除請求	本人	市民生活部 市民課	平成19年3月16日	全部拒否	-	

Ⅲ. 不 服 申 立 て の 処 理 状 況

Ⅲ. 不服申立ての処理状況

(1) 処理の経過

(単位：件)

区 分		平成17年度まで	平成18年度	合 計	
申 立 て 件 数	行政文書	91	1	92	
	個人情報	36	0	36	
	計	127	1	128	
処 理 状 況	却 下	行政文書	2	1	3
		個人情報	1	0	1
		計	3	1	4
	全 部 認 容	行政文書	5	0	5
		個人情報	5	0	5
		計	10	0	10
	部 分 認 容	行政文書	12	0	12
		個人情報	9	0	9
		計	21	0	21
	棄 却	行政文書	54	0	54
		個人情報	16	0	16
		計	70	0	70
	取 下 げ	行政文書	17	0	17
		個人情報	4	0	4
		計	21	0	21
合 計	行政文書	90	1	91	
	個人情報	35	0	35	
	計	125	1	126	
審 理 中	行政文書		1	1	
	個人情報		1	1	
	計		2	2	

* 却下の4件は、不適法なものとして審査会に諮問せず却下したもの。また「平成17年度まで」の行政文書に係る不服申立てに対して全部認容したもののうち3件は、審査会に諮問せず実施機関限りで認容したものと諮問を取り下げて認容したものの。

- 平成18年度の不服申立ては、行政文書に関するものが1件ありましたが、不適法なものとして却下しました。なお、前年度から引き続き審理中のものが2件あります。

IV. 情報提供の運用状況

IV. 情報提供の運用状況

(1) 情報提供の運用の経過

①利用者の推移

(人)

区 分	平成17年度まで	平成18年度	合 計
利 用 者 数	89,182	7,574 (142)	96,756

* () 内の数字は、前年比を示す。以下の表についても同様。

- 市政情報コーナーは、平成元年10月の公文書開示等制度（現行政文書開示制度）と個人情報保護制度の実施にあわせて設置され、これらの制度の総合窓口として開示請求の受付などを行うとともに、各主管課で作成し、当コーナーへ送付された市政に関する資料や、当コーナーで収集した刊行物等を中心として市民の皆さまに情報提供を行っています。

設置当時は、その保有する行政資料等が少なかったことや当コーナーがあまり知られていなかったため利用者は限られていましたが、広報誌、CATVのコミュニティーチャンネル等を通じた広報活動や行政資料等収集資料の充実（市政資料2,816冊、他の行政資料等6,272冊保有）により、市民の皆さまのご利用も増えてきました。

また、車椅子等でお越しになる方にとっても利用しやすいよう書架等を配置しています。

平成18年度の利用者数は、7,574人（1ヶ月当たり約631人で前年比12人の増）となっています。

②利用内容の推移

(件)

区 分	平成17年度まで	平成18年度	合 計
閲 覧	73,056	3,929 (-422)	76,985
視 聴	2,027	90 (-31)	2,117
複 写	30,368	3,733 (48)	34,101
提 供	45,987	2,481 (-463)	48,468
相 談	13,302	962 (123)	14,264
販 売	3,092	58 (-338)	3,150
合 計	167,832	11,253 (-1,083)	179,085

* 視聴、販売は、7年度から分類。

- 市政情報コーナーでは、保有資料の閲覧や複写、提供のほか、市政に関する情報の相談や案内も行っています。また、市が制作したビデオやCATVのコミュニティーチャンネル等の映像情報の視聴、豊中市をはじめ国や他の地方公共団体等のホームページも閲覧できます。そのほか、市の統計書や都市計画等の地図、市史資料集等有料頒布資料の販売も行っています。

(2) 利用内容と利用者の内訳

月	利用内容 (件)							利用者 (人)		
	閲覧	視聴	複写	提供	相談	販売	計	個人	法人	計
4	345	10	322	276	74	2	1,029	307	375	682
5	376	12	363	206	68	3	1,028	299	411	710
6	152	2	165	136	28	2	485	170	163	333
7	313	7	320	204	50	3	897	283	320	603
8	367	8	292	190	108	10	975	324	355	679
9	323	7	278	191	99	3	901	277	352	629
10	406	7	342	247	92	9	1,103	314	405	719
11	352	8	306	187	69	2	924	253	343	596
12	298	8	316	194	94	5	915	264	339	603
1	294	5	284	182	82	10	857	255	329	584
2	357	9	368	221	103	5	1,063	305	431	736
3	346	7	377	247	95	4	1,076	317	383	700
計	3,929	90	3,733	2,481	962	58	11,253	3,368	4,206	7,574

(3) 保有資料の複写状況 (行政文書開示等によるものを含む。)

月	取扱件数 (件)	複写枚数 (枚)	収入額 (円)
4	277	2,698	26,980
5	310	1,712	17,120
6	302	2,680	30,880
7	265	1,915	19,150
8	251	1,868	18,680
9	233	1,243	12,430
10	283	1,785	17,850
11	254	1,939	19,390
12	284	2,381	23,810
1	238	1,918	21,748
2	305	1,805	19,850
3	336	2,240	24,600
計	3,338	24,184	252,488

月	数量 (個)	収入額 (円)
4	1	360
5	1	360
6	0	0
7	0	0
8	0	0
9	0	0
10	0	0
11	1	360
12	0	0
1	0	0
2	1	360
3	14	5,040
計	18	6,480

(電磁的記録)

※ 通常のコピーのほかに、実費によるコピーも含むため、
複写枚数×10円=収入額とはならない。

(4) 有料頒布資料の販売状況

(円)

No.	資料名	主管課名	単価	金額	販売数
1	市史研究とよなか(第1・2号)	情報公開課	1,000	0	0
2	豊中市史資料集	〃	1,200	1,200	1
3	豊中市史(集落・都市)	〃	7,500	0	0
4	豊中市史(自然)	〃	9,000	0	0
5	豊中市史(古文書・古記録)	〃	7,800	0	0
6	豊中市史(学校教育)	〃	8,800	8,800	1
7	豊中市史(民俗)	〃	7,900	7,900	1
8	豊中市史(社会教育)	〃	7,300	0	0
9	豊中市史(社会経済)	〃	8,500	0	0
10	豊中市史(考古)	〃	7,800	15,600	2
11	豊中市史(美術)	〃	8,000	0	0
12	豊中市統計書(平成13年まで)	〃	3,000	0	0
13	豊中市統計書(平成14年～)	〃	1,500	15,000	10
14	豊中の工業(平成9年調査結果)	〃	100	0	0
15	豊中の工業(平成8年以前の調査結果)	〃	500	0	0
16	豊中の商業(一般飲食店編)	〃	500	0	0
17	豊中の商業(卸売小売業編)	〃	500	0	0
18	豊中の商業	〃	300	300	1
19	豊能自然歩道地図	企画調整室	400	400	1
20	豊能自然歩道彩録絵地図野のみち賛歌	〃	200	0	0
21	アーバンデザインマニュアル第一部 (公共空間編)	環境政策室	3,000	0	0
22	アーバンデザインマニュアル第二部 (建築指針編)	〃	3,000	3,000	1
23	アーバンデザインマニュアル第三部 (屋外造形編)	〃	3,000	0	0
24	豊中市住居表示白全図	市民課	200	0	0
25	北部大阪都市計画図カラー全図(豊中市)	都市計画課	1,000	4,000	4
26	豊中都市計画図白地図(全図)	〃	200	800	4
27	豊中都市計画図白地図(分割図)	〃	200	7,200	36
28	フィールドガイドとよなか・むし	教育センター	1,000	0	0
29	豊中の文化財	地域教育振興課	1,000	0	0
合 計				64,200	62

(5) 情報提供されている主な資料と利用状況

分類	主な資料名	17年度まで	18年度	合計
行政一般	各市統計書、国勢調査結果報告書、総合計画、人口等各種統計、とよなかの現況、市政概要、アーバンデザインマニュアル、広報、市政年鑑、地域情報化計画、審議会等一覧表、審議会等会議録	(43.4%) 72,785	(39.3%) 4,417	(43.1%) 77,202
人権・文化	女性の意識調査報告書、国際化・文化化に関する意識調査報告書、文化振興ビジョン、女性問題審議会答申、女性政策実施計画、女性政策基本方針	(2.9%) 4,907	(0.4%) 44	(2.8%) 4,951
公害	公害のあらまし、環境の現状と課題、自然環境ガイド、大阪国際空港公害問題の概要、環境配慮指針	(1.0%) 1,766	(0.2%) 27	(1.0%) 1,793
税・財務	予算・決算説明書、予算の概要、議案、議案参考資料、施政方針、市税ガイド、市税概要	(9.7%) 16,217	(18.1%) 2,040	(10.2%) 18,257
産業・労働 市民生活	消費者買物行動調査結果報告書、くらしの豆知識、国民健康保険疾病統計、商工概要、くらしから提案	(2.5%) 4,129	(0.4%) 47	(2.3%) 4,176
福祉・保健	老人福祉計画、保健計画、市民健康づくり読本、ふれあいガイドマップ、老人保健事業概要、病院年報	(4.4%) 7,357	(4.9%) 556	(4.4%) 7,913
環境・衛生	古紙・ごみ減量マニュアル、環境にやさしいリサイクルング都市とよなか、とよなかのごみ施策	(4.2%) 7,004	(9.0%) 1,008	(4.5%) 8,012
土木・建築	都市計画、庄内の各地区住環境整備計画、都市計画図、道路現況平面図、認定道路網図、緑のガイドブック、公園緑地、豊中市の自転車対策	(11.3%) 18,992	(22.1%) 2,489	(12.0%) 21,481
上・下水道	豊中市の下水道、水道事業年報、ほたるの飼育記録、猪名川流域下水道資料、水道70年史	(2.5%) 4,131	(1.5%) 166	(2.4%) 4,297
教育・文化	研究紀要、教育史資料、教育研究双書、フィールドガイドとよなか、豊中の文化財、教育要覧、豊中の社会体育、各遺跡資料、豊中の公民館、小・中学校校区図、豊中の学校保健・学校体育	(5.8%) 9,849	(1.7%) 188	(5.6%) 10,037
消防・交通	消防年報、とよなかの消防、豊中の交通事故、交通量調査委託報告書	(1.0%) 1,657	(0.3%) 32	(0.9%) 1,689
議会	議会提要、市議会のうごき、市議会会議録、市政のしおり、ミニ概要、議員名簿	(2.4%) 4,008	(0.5%) 54	(2.3%) 4,062
その他	新聞、法律書、雑誌その他	(8.9%) 15,030	(1.6%) 185	(8.5%) 15,215
合計		167,832	11,253	179,085

(6) 配架されている主な資料

区 分	主 な 資 料 名
①市の刊行物	統計書、総合計画等各種計画書、市政年鑑、広報とよなか、市議会会議録、教育委員会会議録、各種審議会会議録、市政概要、市勢要覧、市政のしおり、新修豊中市史、豊中市史・市史資料、豊中市議会史、豊中市公告、予算書、決算書、予算の概要、予算説明書、議案、議案参考資料、施政方針、一般会計・特別会計決算及び基金運用状況審査意見書、年齢別男女別人口（1歳、5歳、小・中学校区、町丁目別、町目別）、町丁目別人口・世帯、推計人口、地域防災計画、各種調査報告書・年報、市機構図、小・中学校区図、市街地図、固定資産路線価図、都市計画図、住居表示図、アーバンデザイン等各種指針、市税概要、教育研究紀要・教育史資料・教育研究双書、郷土史資料
②国の刊行物	各種白書（公務員、警察、青少年、経済、国民生活、厚生労働、環境、外交、通商、中小企業、通信、建設、防災、地方財政）、国勢調査報告書（昭和30年から）、統計で見る県のすがた、地価公示、住宅統計調査報告書、事業所統計調査報告書、家計調査年報、社会生活統計指標、小売物価統計調査年報、官報、日本統計年鑑、工業統計表、商業統計表
③府の刊行物	大阪府統計年鑑、自治大阪、大阪府推計人口、大阪府勢要覧、大阪の統計、大阪府税統計、大阪の農業、大阪の工業、統計からみた大阪のすがた、工業統計調査結果表、商業統計調査結果表、大阪府環境白書、消費者物価指数、統計からみた事件・事故、衛生年報、学校統計、労働白書
④他の自治体の刊行物	統計書、市政概要、各種統計資料、総合計画、市税概要
⑤その他雑誌等	六法全書、自治六法、模範六法、自治用語辞典、法律解釈辞典、大型辞書、情報誌、全国市町村要覧、日本の白書、日本の統計、世界の統計、地方行政、地方自治、都市問題、都市問題研究、判例地方自治、ガバナンス、LASDEC、路線価図（大阪府⑦）、日刊紙、一般用語辞典

(平成18年度)

V. 会議公開制度の運用状況

(1) 審議会等の会議の公開状況

平成19年3月31日現在

No.	名 称	区 分	事 務 局	開催回数	公開・非公開	傍聴者数
1	行財政改革推進市民会議 (部会有)	準ずる機関	行 財 政 再 建 対 策 室	8	公 開	0
2	防災会議	附 属 機 関	総 務 管 理 部 室 危 機	3	公 開	1
3	国民保護協議会	附 属 機 関	総 務 管 理 部 室 危 機	6	公 開	4
4	情報公開・個人情報保護運営委員会 (部会有)	附 属 機 関	総 務 公 開 部 課 情 報	4	一部非公開	1
5	情報公開・個人情報保護審査会	附 属 機 関	総 務 公 開 部 課 情 報	未開催	非 公 開	-
6	特別職報酬等審議会	附 属 機 関	総 務 成 部 室 課 人 材 育 事	1	公 開	0
7	非常勤職員公務災害補償等認定委員会	附 属 機 関	総 務 成 部 室 課 人 材 育 員	4	非 公 開	-
8	非常勤職員公務災害補償等審査会	附 属 機 関	総 務 成 部 室 課 人 材 育 員	未開催	非 公 開	-
9	施設総合管理業務委託にかかる総合評価一般競争入札審査委員会	準ずる機関	総 務 査 部 室 契 約 検 査	5	非 公 開	-
10	市民公益活動推進委員会	附 属 機 関	人 権 文 化 部 課 市 民 活 動	8	一部非公開	38
11	人権文化のまちづくりをすすめる協議会	附 属 機 関	人 権 文 化 部 課 人 権 文 企 画	4	一部非公開	3
12	豊中市同和問題解決推進協議会	附 属 機 関	人 権 文 化 部 課 人 権 文 企 画	4	一部非公開	2
13	人権まちづくりセンター運営協議会	附 属 機 関	人 権 文 化 部 豊 中 人 権 ま ち づ く り セ ン タ ー	休止	-	-
14	男女共同参画苦情処理委員会	附 属 機 関	人 権 文 化 部 課 男 女 共 同 参 画 推 進	1	一部非公開	-
15	男女共同参画審議会 (部会有)	附 属 機 関	人 権 文 化 部 課 男 女 共 同 参 画 推 進	4	一部非公開	1
16	外国人市民会議	準ずる機関	人 権 文 化 部 課 文 化 芸 術 ・ 国 際	4	一部非公開	12
17	文化芸術振興審議会	準ずる機関	人 権 文 化 部 課 文 化 芸 術 ・ 国 際	4	公 開	2
18	総合計画審議会	附 属 機 関	政 策 推 進 部 室 企 画 調 整	休止	-	-

No.	名 称	区 分	事 務 局	開催回数	公開・非公開	傍聴者数
19	(仮称)自治基本条例検討委員会(※1)	準ずる機関	政 策 推 進 部 企 画 調 整 室	1	公 開	0
20	公共事業再評価委員会	準ずる機関	政 策 推 進 部 企 画 調 整 室	未開催	公 開	-
21	まちづくり専門家会議	附 属 機 関	政 策 推 進 部 ま ち づ くり 支 援 課	1	公 開	1
22	情報政策専門家会議	準ずる機関	政 策 推 進 部 情 報 調 査 課	未開催	公 開	-
23	環境審議会	附 属 機 関	環 境 政 策 部 環 境 調 査 課	4	公 開	2
24	環境保全審査会	附 属 機 関	環 境 政 策 部 環 境 調 査 課	3	公 開	10
25	都市デザイン委員会	附 属 機 関	環 境 政 策 部 環 境 調 査 課	4	公 開	0
26	地球温暖化防止推進計画策定委員会	附 属 機 関	環 境 政 策 部 環 境 調 査 課	3	公 開	3
27	E S T ビジョン策定委員会	準ずる機関	環 境 政 策 部 環 境 調 査 課	3	公 開	2
28	廃棄物減量等推進審議会	附 属 機 関	環 境 政 策 部 環 境 調 査 課	4	公 開	1
29	消費生活審議会	附 属 機 関	市 民 生 活 部 市 民 生 活 課	2	一部非公開	1
30	消費者保護会議(※2)	附 属 機 関	市 民 生 活 部 市 民 生 活 課	休止	-	-
31	商品等適正化委員会(※3)	附 属 機 関	市 民 生 活 部 市 民 生 活 課	休止	-	-
32	労働問題協議会	準ずる機関	市 民 生 活 部 市 民 生 活 課	休止	-	-
33	労働紛争調整委員会	準ずる機関	市 民 生 活 部 市 民 生 活 課	4	非 公 開	-
34	労働会館運営委員会	準ずる機関	市 民 生 活 部 市 民 生 活 課	1	公 開	0
35	民生委員推薦会	附 属 機 関	健 康 福 祉 部 地 域 福 祉 課	2	非 公 開	-
36	健康福祉審議会(部会有)	附 属 機 関	健 康 福 祉 部 地 域 福 祉 課	7	公 開	11
37	公害健康被害認定審査会	附 属 機 関	健 康 福 祉 部 健 康 づ くり 推 進 課	12	非 公 開	-

No.	名 称	区 分	事 務 局	開催回数	公開・非公開	傍聴者数
38	保健医療審議会	附属機関	健康福祉部 健康づくり推進課	1	公開	1
39	公害健康被害診療報酬審査会	準ずる機関	健康福祉部 健康づくり推進課	12	非公開	-
40	予防接種健康被害調査委員会	準ずる機関	健康福祉部 健康づくり推進課	未開催	非公開	-
41	呼吸器疾患患者診療報酬審査会	準ずる機関	健康福祉部 健康づくり推進課	5	非公開	-
42	障害者施策推進協議会	附属機関	健康福祉部 障害福祉課	3	公開	6
43	市立障害福祉センター運営委員会	準ずる機関	健康福祉部 障害福祉センターひまわり	1	公開	0
44	国民健康保険運営協議会	附属機関	健康福祉部 保険給付課	3	公開	0
45	老人ホーム等入所判定委員会	準ずる機関	健康福祉部 高齢介護課	4	非公開	-
46	介護認定審査会（※4）	附属機関	健康福祉部 高齢介護課	12	非公開	-
47	介護保険事業運営委員会 （部会有）	附属機関	健康福祉部 高齢介護課	7	公開	21
48	介護保険サービス苦情調整委員会	附属機関	健康福祉部 高齢介護課	3	非公開	-
49	次世代育成支援推進協議会	準ずる機関	子ども未来部 子育て支援課	4	公開	1
50	豊中市立保育所の移管法人選考委員会（※5）	準ずる機関	子ども未来部 保育課	6	非公開	-
51	都市計画審議会	附属機関	建築都市計画部 都市計画課	2	公開	2
52	建築審査会	附属機関	建築都市計画部 都市計画課	4	公開	0
53	開発審査会	附属機関	建築都市計画部 都市計画課	未開催	公開	-
54	豊中都市計画事業野田土地区画整理審議会	附属機関	建築都市計画部 市街地整備室	未開催	公開	-
55	ラブホテル建築規制審議会	附属機関	建築都市計画部 開発調整室	未開催	公開	-

No.	名 称	区 分	事 務 局	開催回数	公開・非公開	傍聴者数
56	中高層建築物等紛争あっせん委員会（部会有）	附属機関	建 築 都 市 部 開 発 調 整 室	1	非 公 開	-
57	中高層建築物等紛争調停委員会（部会有）	附属機関	建 築 都 市 部 開 発 調 整 室	1	非 公 開	-
58	交通バリアフリー基本構想検討委員会（※6）	準ずる機関	土 木 下 水 道 部 土 木 下 水 道 建 設 課	2	公 開	5
59	病院運営審議会	附属機関	市 立 豊 中 病 院 事 務 局 課 病 院 管 理	2	公 開	1
60	水道事業運営審議会	附属機関	水 道 局 経 営 企 画 課	4	公 開	1
61	市立小・中学校通学区区域審議会	準ずる機関	教 育 委 員 会 教 育 委 員 会 室 教 学 総 務 課	2	公 開	1
62	奨学生選考委員会	附属機関	教 育 委 員 会 教 育 委 員 会 室 教 学 総 務 課	2	非 公 開	-
63	私立高等学校入学支度金貸付あっせん選考委員会	準ずる機関	教 育 委 員 会 教 育 委 員 会 室 教 学 総 務 課	1	非 公 開	-
64	学校医等公務災害補償認定委員会	附属機関	教 育 委 員 会 教 育 委 員 会 室 教 学 校 保 健 給 食 課	未開催	非 公 開	-
65	学校教育審議会	附属機関	教 育 委 員 会 教 育 委 員 会 室 教 学 校 教 育 指 導 課	1	公 開	2
66	教育センター運営委員会	準ずる機関	教 育 委 員 会 教 育 委 員 会 室 教 育 セ ン タ ー	2	公 開	0
67	幼児教育振興審議会	附属機関	教 育 委 員 会 教 育 委 員 会 室 幼 児 教 育 課	4	公 開	0
68	幼児教育支援センター運営委員会	準ずる機関	教 育 委 員 会 教 育 委 員 会 室 幼 児 教 育 課	3	公 開	0
69	幼稚園における親の子育て力向上推進事業支援委員会	準ずる機関	教 育 委 員 会 教 育 委 員 会 室 幼 児 教 育 課	12	公 開	0
70	社会教育委員会議	附属機関	教 育 委 員 会 教 育 委 員 会 室 社 会 教 育 課	3	公 開	0
71	文化財保護審議会	附属機関	教 育 委 員 会 教 育 委 員 会 室 地 域 教 育 課	2	一部非公開	0
72	市立図書館協議会	附属機関	教 育 委 員 会 教 育 委 員 会 室 岡 町 図 書 館	9	一部非公開	14

No.	名 称	区 分	事 務 局	開催回数	公開・非公開	傍聴者数
73	豊中市新千里図書館・公民館創造会議	準ずる機関	教 育 委 員 会 生 涯 学 習 推 進 室 千 里 図 書 館	8	公 開	64
74	公民館運営審議会	附 属 機 関	教 育 委 員 会 生 涯 学 習 推 進 室 中 央 公 民 館	3	公 開	0
75	スポーツ振興審議会	附 属 機 関	教 育 委 員 会 生 涯 学 習 推 進 室 ス ポー ツ 振 興 課	2	公 開	0
76	小作料協議会	附 属 機 関	農 業 委 員 会 事 務 局	未開催	—	—
	附属機関	51		150		127
	準ずる機関	25		92		87
	合計	76		242		214

注)

※1 平成18年7月3日付廃止

※2 平成18年8月4日付廃止

※3 平成18年8月4日付廃止

※4 介護認定審査会は、454回開催されていますが、1月毎に1回としています。

※5 平成18年8月19日付廃止

※6 平成18年10月17日付廃止

VI. 運 営 委 員 会 と 審 査 会

Ⅵ. 運営委員会と審査会

(1) 豊中市情報公開・個人情報保護運営委員会について

[委員名簿]

(任期) 平成17年8月24日～平成19年8月23日

役 職	氏 名	職 業 ・ 役 職 等	備 考
会 長	池 田 敏 雄	大学教授	
副 会 長	園 田 寿	大学教授	
委 員	峰 岸 暁 美	社会福祉協議会理事	
〃	和 田 昇	商工会議所監事	18年4月17日まで
〃	小早川 謙 一	商工会議所専務理事	18年6月15日から
〃	櫻 井 徳 子	市民（公募）	
〃	園 部 健 一	市民（公募）	
〃	谷 口 佳以子	消費者協会会長	
〃	久 岡 眞佐代	弁護士	
〃	瓜 生 隆 子	人権擁護委員	
〃	松 倉 信 之	連合大阪豊中地区協議会議長	
〃	井 上 典 之	大学教授	
〃	吉 川 寿 治	大学教育技術主事	
〃	吉 川 正 史	大学助教授	

- 運営委員会は13人の市民代表や学識経験者で構成（女性委員5人を含む。）され、情報公開制度と個人情報保護制度の適正で円滑な運営を図るため、平成元年の両制度の実施に合わせて設置されました。運営委員会は、実施機関の諮問に応じて、これらの両制度の重要事項の審議等を行うこととなっています。

(2) 運営委員会の開催状況（平成元年10月1日から平成19年3月31日まで）

元年度	8月31日	(第1回)	会長等の選出・制度の説明ほか
	9月12日	(第2回)	個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議
	9月22日	(第3回)	〃
	12月25日	(第4回)	〃
2年度	6月12日	(第5回)	〃
	7月19日	(第6回)	個人情報保護条例に基づく目的外利用の審議
	3月29日	(第7回)	個人情報保護条例に基づく外部提供の審議及び運用状況の報告
3年度	7月24日	(第8回)	個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議及び運用状況の報告
	11月6日	(第1回)	会長等の選出及び個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議
4年度	4月18日	(第2回)	個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議
	9月2日	(第3回)	運用状況の報告
5年度	5月8日	(第1回)	個人情報保護条例に基づく目的外利用の審議
	7月29日	(第2回)	運用状況の報告
	10月2日	(第3回)	会長等の選出及び個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議
6年度	9月1日	(第1回)	運用状況の報告
7年度	7月19日	(第1回)	運用状況の報告及び震災時の個人情報の取扱いの報告
	12月14日	(第2回)	会長等の選出及び個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議
8年度	4月3日	(第1回)	個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議
	6月28日	(第2回)	運用状況の報告及び個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議
	2月27日	(第3回)	個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議
9年度	6月20日	(第1回)	運用状況の報告及び個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議
	10月24日	(第2回)	個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議
	2月27日	(第3回)	個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議
10年度	6月26日	(第1回)	運用状況の報告及び個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議
	9月4日	(第2回)	市民課所管の住民票の写し等交付申請書に関する要綱及び個人情報保護条例に基づく目的外利用の審議
	1月22日	(第3回)	市民課所管の住民票の写し等交付申請書に関する要綱及

			び個人情報保護条例に基づく目的外利用の審議
	3月 1日	(第 4 回)	個人情報保護条例に基づく目的外利用の審議
11年度	6月25日	(第 1 回)	運用状況の報告及び個人情報保護条例に基づく目的外利用の審議
			当運営委員会の会議の公開について
	10月 8日	(第 2 回)	会長等の選出及び個人情報保護条例に基づく目的外利用の審議
			公文書の開示等に関する制度の見直しについて
	2月24日	(第 3 回)	個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議
			専門部会での審議状況について
12年度	6月21日	(第 1 回)	運用状況の報告及び個人情報保護条例に基づく目的外利用の審議
	7月19日	(第 2 回)	公文書の開示等に関する制度の見直しについて
	9月29日	(第 3 回)	個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議
	10月27日	(第 4 回)	公文書の開示等に関する制度の見直しについて
	1月26日	(第 5 回)	公文書の開示等に関する制度の見直しに伴う個人情報保護制度の改正について
	3月 6日	(第 6 回)	個人情報保護条例に基づく目的外利用の審議
13年度	5月30日	(第 1 回)	運用状況の報告及び個人情報保護条例に基づく目的外利用の審議
	11月 7日	(第 2 回)	会長等の選出について
14年度	6月19日	(第 1 回)	運用状況の報告及び個人情報保護条例に基づく目的外利用の審議
	11月 7日	(第 2 回)	個人情報保護条例に基づく外部提供の審議 住民基本台帳ネットワークシステムの豊中市の現状について（関係担当課の職員から説明） 豊中市情報公開条例の一部改正について
15年度	6月16日	(第 1 回)	運用状況の報告及び個人情報保護条例に基づく目的外利用の審議
	10月10日	(第 2 回)	会長等の選出及び個人情報保護制度の見直しについて 豊中市水道情報システムについて
	3月23日	(第 3 回)	個人情報保護条例に基づく本人外収集についての審議 専門部会での中間報告について 豊中市文書館の施設見学
16年度	6月30日	(第 1 回)	運用状況の報告 専門部会での審議状況について

	10月 4日	(第 2 回)	豊中市個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議 個人情報保護制度の見直しについて
	3月 23日	(第 3 回)	豊中市個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議 個人情報保護制度の見直しについて
17年度	6月 24日	(第 1 回)	運用状況の報告
	9月 16日	(第 2 回)	会長等の選出について 豊中市個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議 豊中市個人情報保護条例に基づくセンシティブ情報の取 扱いの審議
	10月 28日	(第 3 回)	豊中市個人情報保護条例に基づくセンシティブ情報の取 扱いの審議
	11月 25日	(第 4 回)	豊中市個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議
	3月 29日	(第 5 回)	豊中市個人情報保護条例に基づく外部提供等の審議 個人情報保護条例の一部改正について 行政データを活用した、同和問題の解決に向けた実態把 握について
18年度	4月 28日	(第 1 回)	豊中市個人情報保護条例の外部提供等の審議
	6月 21日	(第 2 回)	豊中市個人情報保護条例目的外利用等の審議 運用状況の報告
	11月 8日	(第 3 回)	豊中市個人情報保護条例目的外利用等の審議
	3月 22日	(第 4 回)	豊中市個人情報保護条例目的外利用等の審議 情報公開制度における行政文書任意開示申出の取り扱い について

計 55回開催

(3) 豊中市情報公開・個人情報保護審査会について

[委員名簿]

(任期) 平成17年10月1日～平成19年9月30日

役 職	氏 名	職 業 ・ 役 職 等	備 考
会 長	木 村 修 治	弁 護 士	
会長代理	佐 野 久美子	〃	
委 員	加 藤 幸 江	〃	
〃	塩 川 茂	〃	
〃	中 川 丈 久	大 学 教 授	

- 情報公開制度と個人情報保護制度に基づく実施機関の決定に不服がある場合には、行政不服審査法に基づく不服申立てができます。当審査会は、不服申立てを審理するに当たって実施機関からの独立性と公正さを確保するため設置された第三者機関で、専門的知識を有する5人の学識経験者で構成されています。実施機関からの諮問により、不服申立てに係る決定についてそれぞれ専門的な見地から審理を行い、答申を行っています。

(4) 審査会の開催状況（平成元年10月1日から平成19年3月31日まで）

元年度	11月 9日	(第 1 回)	会長等の選出・制度の説明ほか
	12月 4日	(第 2 回)	審議の進め方の打合わせ
2 年度	8月30日	(第 3 回)	制度の運用状況の報告
	3月 6日	(第 4 回)	空港対策課所管の異議申立てに関する審査
3 年度	4月 1日	(第 5 回)	空港対策課所管の異議申立てに関する審査
	4月 5日	(第 6 回)	審査会の運営について（手続きの打合わせ）
	5月 8日	(第 7 回)	空港対策課所管の異議申立て及び教育委員会所管の指導要録の審査請求に関する審査
	5月23日	(第 8 回)	〃
	6月10日	(第 9 回)	〃
	7月15日	(第10回)	空港対策課所管の異議申立ての答申の取りまとめ及び教育委員会の指導要録に関する審査
	11月 5日	(第 1 回)	教育委員会所管の指導要録に関する審査
	11月25日	(第 2 回)	〃
	12月 2日	(第 3 回)	〃（審査請求人による意見陳述）
	12月27日	(第 4 回)	〃（実施機関による口頭説明）
	2月27日	(第 5 回)	教育委員会所管の指導要録に関する審査
	3月21日	(第 6 回)	〃
	4 年度	5月12日	(第 7 回)
5月26日		(第 8 回)	〃
6月29日		(第 9 回)	総務部総務課所管の異議申立てに関する審査
7月28日		(第10回)	〃
8月24日		(第11回)	総務部総務課所管の異議申立て及び空港周辺整備室の異議申立てに関する審査
9月 4日		(第12回)	総務部総務課所管の異議申立てに関する審査（異議申立人による意見陳述及び実施機関による口頭説明）ほか
12月25日		(第13回)	総務部総務課所管の異議申立て及び空港周辺整備室の異議申立てに関する審査
1月19日		(第14回)	〃
2月 8日		(第15回)	空港周辺整備室所管の異議申立てに関する異議申立人による意見陳述及び実施機関による口頭説明
2月17日		(第16回)	総務部総務課所管の異議申立てに関する答申案の検討及び空港周辺整備室所管の異議申立てに関する審査
3月12日	(第17回)	空港周辺整備室所管の異議申立てに関する審査	
5 年度	4月 9日	(第 1 回)	〃

	4月27日	(第2回)	空港周辺整備室所管の異議申立てに関する審査
	5月12日	(第3回)	〃 答申案の検討
	6月7日	(第4回)	住宅対策課及び教育委員会総務課による公文書の説明等
	6月22日	(第5回)	学校保健課所管の審査請求に関する実施機関の口頭説明
	7月5日	(第6回)	監査委員事務局所管の異議申立てに関する異議申立人の意見陳述
	7月22日	(第7回)	住宅対策課所管の異議申立てに関する実施機関の口頭説明及び監査委員事務局所管の局異議申立てに関する答申案の検討
	8月4日	(第8回)	監査委員事務局所管の異議申立てに関する実施機関の口頭説明及び答申案の検討
	8月25日	(第9回)	監査委員事務局所管の異議申立てに関する答申案の検討
	9月6日	(第10回)	〃
	10月4日	(第11回)	〃
	10月21日	(第12回)	住宅対策課所管の異議申立てに関する審査
	11月11日	(第13回)	住宅対策課所管の異議申立てに関する答申案の検討
	12月3日	(第14回)	〃
	12月13日	(第15回)	〃
	1月18日	(第16回)	市議会事務局所管の異議申立てに関する審査
	2月14日	(第17回)	市議会事務局所管の異議申立てに関する答申案の検討
	3月9日	(第18回)	市議会事務局所管の異議申立てに関する異議申立人の意見陳述
6年度	4月22日	(第1回)	市議会事務局所管の異議申立てに関する実施機関の口頭説明
	5月18日	(第2回)	市議会事務局所管の異議申立てに関する審査
	6月8日	(第3回)	指導課所管の審査請求に関する異議申立人の意見陳述及び実施機関の口頭説明
	6月24日	(第4回)	市議会事務局所管の異議申立てに関する審査及び指導課所管の審査請求に関する審査
	7月19日	(第5回)	指導課所管の審査請求に関する審査 学校保健課所管の中止請求の不受理に対する審査請求の取扱いについて
	8月29日	(第6回)	指導課所管の審査請求に関する審査 学校保健課所管の中止請求の不受理に対する審査請求の取扱いについて
	10月7日	(第7回)	指導課所管の審査請求に関する審査請求人の意見陳述 〃 実施機関の口頭説明

	10月24日	(第8回)	指導課所管の審査請求に関する審査
	11月 2日	(第9回)	〃
	11月22日	(第10回)	〃
	3月 8日	(第11回)	審査会の運営について
7年度	4月12日	(第1回)	総務部総務課所管の異議申立てに関する実施機関の口頭説明
	4月17日	(第2回)	総務部総務課所管の異議申立てに関する異議申立人の意見陳述及び審査
	5月15日	(第3回)	総務部総務課所管の異議申立てに関する答申案の検討
	5月30日	(第4回)	同和対策室所管の異議申立てに関する実施機関の口頭説明及び総務部総務課所管の異議申立てに関する答申案の検討
	6月12日	(第5回)	同和対策室所管の異議申立て及び同和教育室所管の審査請求に関する不服申立人の意見陳述
	6月28日	(第6回)	同和対策室所管の異議申立て及び同和教育室所管の審査請求に関する審査
	7月25日	(第7回)	同和対策室所管の異議申立て及び同和教育室所管の審査請求に関する実施機関の口頭説明
	8月 2日	(第8回)	同和教育室所管の審査請求に関する実施機関の口頭説明及び同和対策室所管の異議申立てに関する審査
	12月18日	(第9回)	同和対策室所管の異議申立て及び同和教育室所管の審査請求に関する審査
	12月28日	(第10回)	同和対策室所管の異議申立て及び同和教育室所管の審査請求に関する審査
	1月16日	(第11回)	同和対策室所管の異議申立て及び同和教育室所管の審査請求に関する審査
	2月 7日	(第12回)	同和対策室所管の異議申立て及び同和教育室所管の審査請求に関する審査
	2月23日	(第13回)	同和対策室所管の異議申立て及び同和教育室所管の審査請求に関する審査
	3月26日	(第14回)	同和対策室所管の異議申立て及び同和教育室所管の審査請求に関する答申案の検討
8年度	6月18日	(第1回)	市民課所管の異議申立てに関する審査
	8月13日	(第2回)	市民課所管の異議申立て及び財政課所管の異議申立てに関する審査
	8月27日	(第3回)	市民課所管の異議申立て及び財政課所管の異議申立てに関する審査

	9月30日	(第4回)	市民課所管の異議申立て及び財政課所管の異議申立てに関する審査
	11月29日	(第5回)	財政課所管の異議申立てに関する異議申立人の意見陳述及び実施機関の口頭説明
	12月27日	(第6回)	財政課所管の異議申立てに関する審査
	2月5日	(第7回)	財政課所管の異議申立てに関する審査
	3月7日	(第8回)	財政課所管の異議申立てに関する答申案の検討
9年度	4月15日	(第1回)	市民課所管の異議申立てに関する異議申立人の意見陳述
	6月10日	(第2回)	市民課所管の異議申立てに関する実施機関の口頭説明
	8月8日	(第3回)	市民課所管の異議申立てに関する審査
	11月5日	(第4回)	市民課所管の異議申立てに関する審査
	12月17日	(第5回)	市民課所管の異議申立てに関する答申案の検討
	1月21日	(第6回)	指導課所管の審査請求に関する審査
	2月25日	(第7回)	指導課所管の審査請求に関する実施機関の口頭説明
	3月20日	(第8回)	指導課所管の審査請求に関する答申案の検討
10年度	4月14日	(第1回)	指導課所管の審査請求に関する答申案の検討
	11月27日	(第2回)	生活福祉課所管の異議申立てに関する審査
	1月29日	(第3回)	生活福祉課所管の異議申立て及び土木部工務課所管の異議申立てに関する審査
	3月2日	(第4回)	生活福祉課所管の異議申立て及び土木部工務課所管の異議申立てに関する審査
11年度	6月11日	(第1回)	生活福祉課所管の異議申立て及び土木部道路管理室所管の異議申立てに関する実施機関の口頭説明 当審査会の会議の公開について
	7月16日	(第2回)	生活福祉課所管の異議申立て及び土木部道路管理室所管の異議申立てに関する答申案の検討
	8月11日	(第3回)	生活福祉課所管の異議申立て及び土木部道路管理室所管の異議申立てに関する答申案の検討
	8月31日	(第4回)	生活福祉課所管の異議申立てに関する答申案の検討
	11月4日	(第5回)	会長等の選出・制度の見直しについて
	3月27日	(第6回)	下水道建設課所管の異議申立てに関する審査
12年度	5月2日	(第1回)	まちづくり支援課所管の異議申立て及び下水道建設課所管の異議申立てに関する審査
	7月4日	(第2回)	まちづくり支援課所管の異議申立て及び下水道建設課所管の異議申立てに関する審査
	7月27日	(第3回)	下水道建設課所管の異議申立てに関する実施機関の口頭説明

			公文書の開示等に関する制度の見直しについて
	8月29日	(第4回)	まちづくり支援課所管の異議申立てに関する実施機関の 口頭説明及び下水道建設課所管の異議申立てに関する審 査
	10月16日	(第5回)	まちづくり支援課所管の異議申立て及び教職員課所管の 審査請求に関する審査
	11月28日	(第6回)	まちづくり支援課所管の異議申立てに関する答申案の検 討及び教職員課所管の審査請求に関する実施機関の口頭 説明
			公文書の開示等に関する制度の見直しについて
	1月31日	(第7回)	まちづくり支援課所管の異議申立てに関する答申案の検 討及び教職員課所管の審査請求に関する審査
13年度	4月19日	(第1回)	教職員課所管の審査請求に関する審査
	5月22日	(第2回)	教職員課所管の審査請求に関する審査請求人の意見陳述
	6月18日	(第3回)	教職員課所管の審査請求に関する実施機関の口頭説明
	7月19日	(第4回)	教職員課所管の審査請求に関する答申案の検討
	9月7日	(第5回)	教職員課所管の審査請求に関する答申案の検討
	11月5日	(第6回)	会長等の選出について
14年度	未開催		
15年度	4月25日	(第1回)	市民課所管の異議申立てに関する審査
	6月20日	(第2回)	〃
	7月10日	(第3回)	〃 異議申立人の意見陳述 及び実施機関の口頭説明
	8月7日	(第4回)	市民課所管の異議申立てに関する審査
	8月29日	(第5回)	〃
	9月29日	(第6回)	〃
	11月5日	(第7回)	会長等の選出について 市民課所管の異議申立てに関する審査並びに経営企画課 所管の審査請求及び給水課所管の審査請求に関する審査
	12月24日	(第8回)	市民課所管の異議申立てに関する審査及び給水課所管の 審査請求に関する審査
	2月13日	(第9回)	給水課所管の審査請求に関する審査請求人の意見陳述及 び実施機関の口頭説明
16年度	4月5日	(第1回)	市民生活部市民課所管の異議申立てに関する審査 水道局給水課所管の審査請求に関する審査

	5月10日	(第2回)	市民生活部市民課所管の異議申立てに関する異議申立人による意見陳述の聴取 水道局給水課所管の審査請求に関する審査
	6月15日	(第3回)	市民生活部市民課所管の異議申立てに関する実施機関による口頭説明の聴取及び異議申立人による意見陳述の聴取
	7月29日	(第4回)	市民生活部市民課所管の異議申立てに関する審査
	8月20日	(第5回)	〃
17年度	11月28日	(第1回)	会長等の選出について 水道局水道総務課所管の審査請求に関する審査
	2月20日	(第2回)	水道局水道総務課所管の審査請求に関する審査請求人の意見陳述の聴取及び実施機関の口頭説明の聴取
	3月24日	(第3回)	水道局水道総務課所管の審査請求に関する審査
18年度			未開催

計 126回開催

VII. 資 料

(1) 豊中市情報公開条例

公布	平成13年	4月	2日	条例第28号
沿革	平成15年	4月	1日	条例第9号
	平成16年	3月	25日	条例第1号
	平成17年	4月	1日	条例第19号
	平成19年	3月	23日	条例第1号

豊中市公文書の開示等に関する条例（平成元年豊中市条例第5号）の全部を改正する。

目次

第1章	総則（第1条—第4条）
第2章	行政文書の開示（第5条—第17条）
第3章	不服申立てに係る手続（第18条—第20条）
第4章	情報公開の総合的な推進（第21条—第24条）
第5章	補則（第25条—第28条）
附則	

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、豊中市（以下「市」という。）の有するその諸活動を市民に説明する責務を全うするようにし、市民の市政への参加の促進と市政の公正な運営の確保を図るとともに、市民の福祉の増進に寄与し、もって市民から信頼される開かれた市政を一層推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者、消防長及び議会をいう。
- (2) 行政文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。
 - ア 実施機関が、市民の利用に供することを目的として保有しているもの
 - イ 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの（アに掲げるものを除く。）

（実施機関の責務）

第3条 実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、市民の行政文書の開示を請求する権利を十分尊重しなければならない。この場合において、実施機関は、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の保護をしなければならない。

（利用者の責務）

第4条 この条例の定めるところにより行政文書の開示を請求しようとするものは、この条例の目的に即し、適正な請求に努めるとともに、行政文書の開示を受けたときは、これによって得た情報を適正に使用しなければならない。

第2章 行政文書の開示

（開示請求権者等）

第5条 次に掲げるものは、実施機関に対し、行政文書の開示（第6号に掲げるものにあつては、そのものの利害関係に係る行政文書の開示に限る。）を請求することができる。

- (1) 市の区域内に住所を有する者
- (2) 市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体

- (3) 市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者
 - (4) 市の区域内に存する学校に在学する者
 - (5) 市税の納税義務者
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの
- 2 実施機関は、前項各号に掲げるもの以外のものから行政文書の開示の申出があった場合においても、行政文書の開示に努めるものとする。

(開示請求の手続)

第6条 前条第1項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）は、次に掲げる事項を記載した請求書（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。

- (1) 開示請求をするものの氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人その他の団体にあつてはその代表者の氏名
 - (2) 行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市規則で定める事項
- 2 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をしたもの（以下「開示請求者」という。）に対し、速やかに、相当の期間を定めてその補正を求めなければならない。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(行政文書の開示義務)

第7条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

- (1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - ア 法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
 - イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
 - ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人及び日本郵政公社の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分
- (2) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人その他の公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を明らかに害すると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。
- (3) 市の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人その他の公共団体（以下「国等」という。）の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (4) 市の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲

げのおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しく支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を著しく困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を著しく容易にし、若しくはその発見を著しく困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を著しく害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を著しく阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に著しく支障を及ぼすおそれ

オ 市又は国若しくは他の地方公共団体が経営する企業に係る事業又は独立行政法人等若しくは地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を著しく害するおそれ

(5) 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に個人又は法人等から提供された情報であつて、当該個人又は当該法人等における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

(6) 公にすることにより、人の生命、健康、生活又は財産の保護、犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれのある情報

(7) 法令等の規定により、又は法律若しくはこれに基づく政令の規定による明示の指示（地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条第1号への指示その他これに類する行為をいう。）により公にすることができない情報

（部分開示）

第8条 実施機関は、開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意な情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 開示請求に係る行政文書に前条第1号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

（公益上の理由による裁量的開示）

第9条 実施機関は、開示請求に係る行政文書に不開示情報（第7条第7号に掲げる情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができる。

2 実施機関は、前項の規定により第7条第1号に掲げる情報を開示しようとする場合には、豊中市個人情報保護条例（平成17年豊中市条例第19号）の趣旨を勘案し、個人の権利利益が適正に保護されるよう特段の配慮をしなければならない。

（行政文書の存否に関する情報）

第10条 開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

（開示請求に対する決定等）

第11条 実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、速やかに、その旨及び開示の実施に関し市規則で定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、直ちに開示請求に係る行政文書の全部を開示するときは、この限りでない。

2 実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る行政文書を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、速やかに、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項の規定による行政文書の一部を開示する旨の決定又は前項の決定をした旨の通知をするときは、当該通知に、当該決定の理由及び市規則で定める事項を付記しなければならない。

(開示決定等の期限)

第12条 前条第1項及び第2項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日から起算して15日以内にななければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由により同項に規定する期間内に開示決定等を行うことができないときは、開示請求があった日から起算して60日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、同項に規定する期間内に、開示請求者に対し、当該延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

3 開示請求者は、実施機関が第1項に規定する期間（前項の規定により当該期間が延長された場合にあっては、当該延長後の期間）内に開示決定等を行わないときは、前条第2項の規定による行政文書の全部を開示しない旨の決定（以下「不開示決定」という。）があったものとみなすことができる。

(開示決定等の期限の特例)

第13条 開示請求に係る行政文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から起算して60日（第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、60日に当該補正に要した日数を加えた日数）以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合には、前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る行政文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの行政文書については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 本項を適用する旨及びその理由

(2) 残りの行政文書について開示決定等を行う期限

2 開示請求者に対し前項の規定による通知をした場合は、当該通知に係る行政文書については、前条第3項の規定は、適用しない。

3 開示請求者は、第1項第2号に規定する期限までに実施機関が開示決定等を行わないときは、同号の残りの行政文書について不開示決定があったものとみなすことができる。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第14条 開示請求に係る行政文書に市、国等及び開示請求者以外のもの（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等に先立ち、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る行政文書の表示その他市規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、第11条第1項の決定（以下「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る行政文書の表示その他市規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が記録されている行政文書を開示しようとする場合であって、当該情報が第7条第1号イ、同条第2号ただし書又は同条第5号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が記録されている行政文書を第9条第1項の規定により開示しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該行政文書の開示に反対の意思を表示した意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該反対意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第15条 実施機関は、開示決定をしたときは、開示請求者に対し、速やかに、当該開示決定に係る

行政文書を開示しなければならない。

- 2 前項の規定による行政文書の開示は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して市規則で定める方法により行う。この場合において、請求者が閲覧又は写しの交付（電磁的記録にあつては市規則で定める方法を含む。）以外の方法を求めた場合において特別の理由があると認めるときは、これに応じるよう努めるものとする。
- 3 実施機関は、行政文書を開示することにより、当該行政文書の汚損、破損等のおそれがあるとき、第8条の規定により行政文書を開示するときその他正当な理由があるときは、前項の規定にかかわらず、当該行政文書を複写したものの閲覧又は写しの交付により、同項の開示に代えることができる。
- 4 行政文書の開示は、第11条第1項ただし書の場合を除き、実施機関が指定する日時及び場所において行う。

（費用負担）

第16条 行政文書の開示に係る手数料は、徴収しないものとする。

- 2 開示請求に係る行政文書（前条第3項に規定する行政文書を複写したものと及び電磁的記録にあつては同条第2項の市規則で定める方法によるものを含む。）の写し等の交付を受けるものは、当該写し等の作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。
- 3 前項の費用の額は、市規則で定める。
- 4 前3項の規定は、第5条第2項の規定による行政文書の開示の申出について準用する。

（他の制度との調整）

第17条 この条例は、法令又は他の条例の規定により、何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている行政文書にあつては、当該法令又は当該他の条例が定める方法（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）と同一の方法による開示については、適用しない。

第3章 不服申立てに係る手続

（審査会への諮問等）

第18条 開示決定等について行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づく不服申立てがあつたときは、当該不服申立てに係る処分庁又は審査庁は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、豊中市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その議を経て、当該不服申立てに対する決定又は裁決を行わなければならない。

- (1) 不服申立てが明らかに不適法であり、却下するとき。
- (2) 決定又は裁決で、不服申立てに係る開示決定等（開示請求に係る行政文書の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第20条において同じ。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る行政文書の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

（諮問をした旨の通知）

第19条 前条の規定により諮問をした処分庁又は審査庁は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 不服申立人及び参加人
- (2) 開示請求者（開示請求者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続）

第20条 第14条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定又は裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する決定又は裁決
- (2) 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る行政文書を開示する旨の決定又は裁決（第三者である参加人が当該行政文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

第4章 情報公開の総合的な推進

（実施機関の保有する情報の公表及び提供に関する施策の充実）

第21条 実施機関は、その保有する情報の公開の総合的な推進を図るため、市政に関する情報が適時に、かつ、適切な方法で市民に明らかにされるよう、実施機関の保有する情報の公表及び提供に関する施策の充実に努めなければならない。

(情報の公表及び提供等)

第22条 実施機関は、市民が求める情報の把握に努め、市政に関する情報の公表を積極的に行うとともに、市民の求めに応じ、情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 実施機関は、次に掲げる事項に関する情報で当該実施機関が保有するものを公表しなければならない。ただし、当該情報の公表について法令等で別段の定めがあるとき又は当該情報が第7条各号に掲げる情報に該当するときを除く。

- (1) 市の長期計画その他市規則で定める市の重要な基本計画
- (2) 地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき設置した附属機関及びこれに準ずる機関（以下「附属機関等」という。）の答申書、提言書その他これらに類するもの及び会議録並びに当該附属機関等への提出資料
- (3) 前2号に掲げるもののほか実施機関が定める事項

3 実施機関は、同一の行政文書につき複数回開示請求を受けてその都度開示をした場合等で、当該行政文書に記録された情報を公表することが市民の利便及び行政運営の効率化に資すると認めるときは、当該情報を公表するよう努めなければならない。

4 第16条第2項及び第3項の規定は、第1項の規定に基づき情報の提供として行政文書の写し等の交付を受ける場合について準用する。

(会議の公開)

第23条 附属機関等の会議（法令等の規定により公開することができないとされている会議を除く。）は、公開するものとする。ただし、次に掲げる場合は、非公開とすることができる。

- (1) 不開示情報が含まれる事項について調停、審査、審議、調査等を行う会議を開催する場合
- (2) 物理的な妨害行動等が客観的に予測され、当該会議の公正かつ円滑な運営に支障が生じると認められる場合

(出資法人の情報公開)

第24条 市が出資する法人で市規則で定めるもの（以下「出資法人」という。）は、この条例の趣旨にのっとり、情報の提供その他情報公開を行うために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

2 市長は、出資法人に対し、当該出資法人が保有する情報の公開が推進されるよう、必要な措置を講じなければならない。

第5章 補則

(行政文書の管理)

第25条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用を図るため、行政文書を適正に管理するものとする。

2 実施機関は、行政文書の分類、作成、保存及び廃棄に関する基準その他の行政文書の管理に関する定めを設けなければならない。

(行政文書の目録の作成及び閲覧)

第26条 実施機関は、行政文書の検索に必要な目録を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。

(運用状況の公表)

第27条 市長は、毎年度1回各実施機関におけるこの条例の運用状況を取りまとめ、公表しなければならない。

(委任)

第28条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

1 この条例の施行期日は、市規則で定める。

[平成13.9規則68により、平成13.10.1から施行]

2 この条例による改正後の豊中市情報公開条例（以下「新条例」という。）の規定は、議会が保有している行政文書については、平成13年4月1日以後に作成し、又は取得した行政文書に適用する。

3 この条例の施行の際、この条例による改正前の豊中市公文書の開示等に関する条例（以下「旧条

例」という。)第9条の規定により、現になされている公文書の開示の請求(以下「旧請求」という。)は、新条例第6条第1項の規定による開示請求とみなす。

4 この条例の施行の際、現に旧条例第13条第2項の規定により豊中市公文書開示・個人情報保護審査会に対してなされている諮問(以下「旧諮問」という。)は、新条例第18条の規定によりなされた豊中市情報公開・個人情報保護審査会に対する諮問とみなす。

5 前2項に規定するもののほか、この条例の施行の日前に旧条例の規定によりなされた旧請求又は旧諮問に係る処分、手続その他の行為は、新条例中にこれに相当する規定がある場合には、新条例の相当規定によってなされたものとみなす。

6, 7 他の条例の一部改正〔略〕

附 則 (平成15.4.1条例9)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成16.3.25条例1)

この条例は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第7条第1号ウの改正規定(「特定独立行政法人」を「特定独立行政法人及び日本郵政公社」に改める部分に限る。)は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17.4.1条例19抄)

1 この条例の施行期日は、市規則で定める。

[平成17.9規則53により、平成17.10.1から施行]

附 則 (平成19.3.23条例1)

この条例は、公布の日から施行する。

(2) 豊中市個人情報保護条例

公布 平成17年 4月 1日 条例第19号
沿革 平成18年 3月31日 条例第 7号
平成19年 3月23日 条例第 1号

豊中市個人情報保護条例（平成元年豊中市条例第6号）の全部を改正する。

目 次

第1章 総則（第1条—第5条）
第2章 実施機関における個人情報の取扱い
第1節 収集等の一般的制限（第6条）
第2節 個人情報の収集及び安全確保の措置等（第7条—第11条の3）
第3節 個人情報の利用及び提供（第12条—第16条）
第3章 個人情報ファイル（第17条）
第4章 自己情報の開示等
第1節 自己情報の開示請求（第18条—第31条）
第2節 訂正、削除等の請求（第32条—第50条）
第5章 苦情処理及び救済手続（第51条—第54条）
第6章 事業者が取り扱う個人情報の保護（第55条—第58条）
第7章 雑則（第59条—第62条）
第8章 罰則（第63条—第69条）
附 則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、自己に関する個人情報の開示、訂正、削除等を求める市民の権利を明らかにするとともに、個人情報の保護に関し必要な事項を定め、行政の適正な執行を図ることにより、個人の権利利益を保護し、もって地方自治の本旨に即した信頼される市政を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者、消防長及び議会をいう。
- (2) 個人情報 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。
- (3) 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、行政文書（豊中市情報公開条例（平成13年豊中市条例第28号）第2条第2号に規定する行政文書をいう。以下同じ。）に記録されているものに限る。
- (4) 個人情報ファイル 保有個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。
 - ア 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
 - イ アに掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの
- (5) 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。
- (6) 指定管理者 市が、公の施設の管理を行わせるため地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定した法人その他の団体をいう。
- (7) 指定管理者保有個人情報 指定管理者が行う当該公の施設の管理業務（以下「指定管理業務」という。）に従事する者が当該指定管理業務に関して作成し、又は取得した個人情報であつて、当

該指定管理業務に従事する者が組織的に利用するものとして、当該指定管理者が保有しているものをいう。ただし、次のア又はイに掲げるものを除く文書、図画又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）に記録されているものに限る。

ア 指定管理者が、市民の利用に供することを目的として保有しているもの

イ 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの（アに掲げるものを除く。）

（実施機関の役割）

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護について必要な措置を講じるとともに、あらゆる施策を通じて人権意識の高揚及び啓発に努めなければならない。

（市民の役割）

第4条 市民は、相互に個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。

（適用除外）

第5条 次に掲げる個人情報については、この条例の規定は、適用しない。

- (1) 統計法（昭和22年法律第18号）第2条に規定する指定統計を作成するために集められた個人情報及び同法第8条第1項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査によって集められた個人情報
- (2) 統計報告調整法（昭和27年法律第148号）の規定により総務大臣の承認を受けた統計報告（同法第4条第2項に規定する申請書に記載された専ら統計を作成するために用いられる事項に係る部分に限る。）の徴集によって得られた個人情報
- (3) 大阪府統計調査条例（昭和26年大阪府条例第27号）第2条第1号に規定する統計調査によって集められた個人情報
- (4) 市立図書館その他これに類する施設において、市民の利用に供することを目的として実施機関が管理している図書等に記録されている個人情報

第2章 実施機関における個人情報の取扱い

第1節 収集等の一般的制限

（収集等の一般的制限）

第6条 実施機関は、個人情報を収集し、保有し、又は利用するときは、その所掌する事務の範囲内で、かつ、その目的を達成するために必要な限度で行わなければならない。

2 実施機関は、次に掲げる個人情報を収集し、保有し、又は利用してはならない。ただし、法令若しくは条例（以下「法令等」という。）に定めのあるとき又は実施機関が豊中市情報公開・個人情報保護運営委員会（以下「委員会」という。）の意見を聴いて、市民の福祉の向上のため特に必要がある場合であつて、かつ、職務の遂行にとつて欠くことができないと認めたときは、この限りでない。

- (1) 思想、信条及び宗教に関する個人情報
- (2) 社会的身分、門地、犯罪その他社会的差別の原因となるおそれのある個人情報

第2節 個人情報の収集及び安全確保の措置等

（収集方法の制限）

第7条 実施機関は、個人情報を収集するときは、収集する個人情報の利用の目的（以下「利用目的」という。）及び内容を明らかにし、本人から直接収集しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、本人以外のものから個人情報を収集することができる。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令等に定めのあるとき。
- (3) 当該個人情報が公知のものであるとき。
- (4) 人の生命、身体又は財産に対する危険を避けるため、緊急やむを得ないとき。
- (5) 所在不明、精神上の障害による事理を弁識する能力の欠如等の理由により、本人から収集することが困難であるとき。
- (6) 争訟、指導、相談等の事務で本人から収集したのではその目的を達成し得ないと認められるとき又は事務の性質上本人から収集したのでは事務の適正な執行に支障が生じると認められるとき。

(7) 実施機関が委員会の意見を聴いて、市民の福祉の向上又は職務の遂行のため特に必要があると認めたととき。

3 実施機関は、前項第4号又は第7号の規定に該当することにより本人以外のものから個人情報を収集したときは、委員会の意見を聴いて特に必要がないと認めたと場合を除き、その旨を本人に通知しなければならない。

4 本人又はその代理人による法令、条例、規則等に基づく申請、届出その他これらに相当する行為によって個人情報が収集されたときは、第1項の規定による収集がなされたものとみなす。

(安全確保の措置等)

第8条 実施機関は、保有個人情報の漏えい、改ざん、滅失等の防止その他の保有個人情報の適正な管理のために必要な措置（以下「安全確保の措置」という。）を講じなければならない。

2 実施機関は、保有個人情報を利用目的に必要な範囲内で、正確かつ最新のものとして適正に維持管理しなければならない。

3 実施機関は、保有又は利用の必要がなくなった保有個人情報について、確実に、かつ、速やかに廃棄、消去その他の適切な措置を講じなければならない。

(職員等の義務)

第9条 実施機関の職員又は職員であった者は、職務上知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(処理委託に係る安全確保の措置等)

第10条 実施機関から保有個人情報に関する処理業務の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、当該処理業務（以下「受託業務」という。）に係る個人情報の保護について、第8条第1項に規定する実施機関の義務と同様の義務を負うものとする。

2 実施機関は、保有個人情報の保護を図るため、受託者に対し、受託業務に係る保有個人情報の適正な維持管理について必要な措置を講じさせなければならない。

(受託者等の義務)

第11条 受託者及びその受託業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(指定管理業務に係る安全確保の措置等)

第11条の2 指定管理者は、指定管理業務に係る個人情報の保護について、第8条各項に規定する実施機関の義務と同様の義務を負うものとする。

2 実施機関は、指定管理者保有個人情報の保護を図るため、指定管理者に対し、指定管理者保有個人情報の適正な維持管理について必要な措置を講じさせなければならない。

(指定管理者等の義務)

第11条の3 指定管理者及びその指定管理業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

第3節 個人情報の利用及び提供

(利用及び提供の制限)

第12条 実施機関は、保有個人情報を当該実施機関の内部において利用目的以外の目的のために利用（以下「目的外利用」という。）し、又は当該実施機関以外のものに提供（以下「外部提供」という。）してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、保有個人情報を目的外利用し、又は外部提供することができる。

(1) 本人の同意があるとき又は本人に提供するとき。

(2) 法令等に定めのあるとき。

(3) 当該保有個人情報が公知のものであるとき。

(4) 専ら統計の作成又は学術研究の目的のために提供するとき。

(5) 人の生命、身体又は財産に対する危険を避けるため、緊急やむを得ないとき。

(6) 実施機関が委員会の意見を聴いて、市民の福祉の向上又は職務の遂行のため特に必要があると認めたととき。

3 前項の規定は、保有個人情報の目的外利用又は外部提供を制限する他の法令等の規定の適用を妨げるものではない。

4 実施機関は、第2項第4号から第6号までの規定に該当することにより保有個人情報を目的外利用し、又は外部提供したときは、委員会の意見を聴いて特に必要がないと認めた場合を除き、その旨を本人に通知しなければならない。

5 実施機関は、第2項の規定により保有個人情報を目的外利用し、又は外部提供したときは、市規則で定める事項を記録しておかなければならない。

(外部提供に係る安全確保の措置等)

第13条 実施機関は、前条第2項の規定により保有個人情報を外部提供する場合は、あらかじめ提供の相手方に対し、当該保有個人情報の使用目的、使用方法、管理方法その他必要な事項を明確にさせるとともに、必要があると認めるときは、これらに関し制限を付し、又は安全確保の措置を講じさせるものとする。

2 実施機関は、前条第2項の規定により保有個人情報を外部提供した場合において、当該保有個人情報が漏えいし、若しくは前項に規定する措置に違反していると認めるとき又はそのおそれがあると認めるときは、外部提供を受けたものに対し、調査及び報告を求めることができる。

(外部提供を受けた者等の義務)

第14条 第12条第2項の規定により外部提供を受けたものは、当該外部提供を受けた個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(電子計算機の接続の制限)

第15条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務に係る電子計算機処理を行う場合において、実施機関が管理する電子計算機と実施機関以外のものが管理する電子計算機とを通信回線により接続してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令等に定めのあるとき又は法律若しくはこれに基づく政令の規定による明示の指示(地方自治法第245条第1号への指示その他これに類する行為をいう。以下同じ。)があるとき。

(2) 実施機関が委員会の意見を聴いて、市民の福祉の向上又は職務の遂行のため特に必要があり、かつ、個人情報について必要な保護措置が講じられていると認めるとき。

(緊急時の通信回線の切断等の措置)

第16条 実施機関は、前条ただし書の規定により電子計算機が通信回線により接続された場合において、漏えい等によって個人の権利利益が侵害されるおそれについて、明白かつ差し迫った危険があると認めるときは、通信回線の切断その他必要な措置を講じなければならない。

第3章 個人情報ファイル

(個人情報ファイル)

第17条 実施機関は、個人情報ファイルを設置しようとするときは、あらかじめ市長に対し、次に掲げる事項を届け出なければならない。

- (1) 個人情報ファイルの名称
- (2) 個人情報ファイルの利用目的
- (3) 記録する個人情報の項目
- (4) 記録の対象となる個人の範囲
- (5) 記録する個人情報の収集方法
- (6) その他市規則で定める事項

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

(1) 特定の事務の処理に付随する資料等の送付又は連絡のために利用する簡易な個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録したもの

(2) 試験的又は一時的に用いるもの

(3) 実施機関が使用者として職員の人事、給与又は福利厚生に関する事項を記録したもの

(4) 前3号に準ずるものとして市規則で定めるもの

3 実施機関は、第1項の届出に係る個人情報ファイルを廃止し、又は当該届出事項を変更しようとするときは、その旨をあらかじめ市長に届け出なければならない。

4 市長は、届出を受けた個人情報ファイルについて、市規則で定める事項を公示しなければならない。

5 市長は、届出に係る個人情報ファイルの目録を作成し、市民の閲覧に供しなければならない。

第4章 自己情報の開示等

第1節 自己情報の開示請求

(開示請求権)

第18条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報（以下「自己情報」という。）の開示を請求することができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。ただし、当該本人が未成年者で満15歳以上の者であるときは、本人の同意を得なければならない。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、当該各号に定める死者の個人情報を自己情報として開示請求をすることができる。

(1) 死者の法定代理人であった者 当該死者を本人とする情報

(2) 死者の配偶者、子及び父母（以下「配偶者等」という。）であった者（前号に該当する者を除く。） 当該死者の疾病又は死亡に関する情報及び当該死者の死亡に起因して相続以外の原因により取得した慰謝料請求権その他の権利義務に関する情報並びに死者の相続人である場合にあっては、当該死者から相続を原因として取得した権利義務に関する情報

(3) 死者の相続人（前2号に該当する者を除く。） 当該死者から相続を原因として取得した権利義務に関する情報

(4) 前3号に掲げる者のほか、実施機関が委員会の意見を聴いて開示請求を認めた者 委員会の意見を聴いて認めた範囲の情報

(開示請求の手續)

第19条 開示請求は、本人又はその法定代理人であることを明らかにして、次に掲げる事項を記載した請求書を実施機関に提出して行わなければならない。

(1) 氏名及び住所

(2) 請求に係る自己情報を特定するために必要な事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、市規則で定める事項

2 前項の場合において、開示請求をする者は、市規則で定めるところにより、実施機関に対し、開示請求に係る自己情報の本人であること（前条第2項の規定による開示請求にあっては、開示請求に係る自己情報の本人の法定代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 実施機関は、第1項の請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、速やかに、相当の期間を定めてその補正を求めなければならない。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

4 実施機関は、本人が開示請求をすることが著しく困難であると認める場合において、本人の権利利益を保護するために特に必要があると認めるときは、市規則で定めるところにより、代理人による開示請求を認めることができる。

(自己情報の開示義務)

第20条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る自己情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該開示請求に係る自己情報を開示しなければならない。

(1) 開示請求者（第18条第2項の規定により未成年者又は成年被後見人の法定代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第3号、次条第2項、第22条第2項並びに第27条第1項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

(2) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人及び日本郵政公社の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人その他の公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を明らかに害すると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

(4) 市の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人その他の公共団体（以下「国等」という。）の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(5) 市の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しく支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を著しく困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を著しく容易にし、若しくはその発見を著しく困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を著しく害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を著しく阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に著しく支障を及ぼすおそれ

オ 市又は国若しくは他の地方公共団体が経営する企業に係る事業又は独立行政法人等若しくは地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を著しく害するおそれ

(6) 実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に個人又は法人等から提供された情報であつて、当該個人又は当該法人等における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

(7) 開示することにより、人の生命、健康、生活又は財産の保護、犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれのある情報

(8) 法令等の規定により、又は法律若しくはこれに基づく政令の規定による明示の指示により開示することができない情報

(部分開示)

第21条 実施機関は、開示請求に係る自己情報の一部に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る自己情報に前条第2号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請

求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(裁量的開示)

第22条 実施機関は、開示請求に係る自己情報に不開示情報（第20条第8号に掲げる情報を除く。）が含まれている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該自己情報を開示することができる。

2 実施機関は、前項の規定により第20条第2号に掲げる情報を開示しようとする場合には、開示請求者以外の個人の権利利益が適正に保護されるよう特段の配慮をしなければならない。

(開示請求に係る自己情報の存否に関する情報)

第23条 開示請求に対し、当該開示請求に係る自己情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該自己情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する決定等)

第24条 実施機関は、開示請求に係る自己情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、速やかに、その旨及び自己情報の開示の実施に関し市規則で定める事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る自己情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る自己情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、速やかに、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項の規定による自己情報の一部を開示する旨の決定又は前項の決定をした旨の通知をするときは、当該通知に、当該決定の理由及び市規則で定める事項を付記しなければならない。

(開示決定等の期限)

第25条 前条第1項及び第2項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日から起算して15日以内にななければならない。ただし、第19条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由により同項に規定する期間内に開示決定等を行うことができないときは、開示請求があった日から起算して60日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、同項に規定する期間内に、開示請求者に対し、当該延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

3 開示請求者は、実施機関が第1項に規定する期間（前項の規定により当該期間が延長された場合にあつては、当該延長後の期間）内に開示決定等をしないときは、前条第2項の規定による自己情報の全部を開示しない旨の決定（以下「不開示決定」という。）があつたものとみなすことができる。

(開示決定等の期限の特例)

第26条 開示請求に係る自己情報が著しく大量であるため、開示請求があつた日から起算して60日（第19条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、60日に当該補正に要した日数を加えた日数）以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合には、前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る自己情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの自己情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 本項を適用する旨及びその理由

(2) 残りの自己情報について開示決定等をする期限

2 開示請求者に対し前項の規定による通知をした場合は、当該通知に係る自己情報については、前条第3項の規定は、適用しない。

3 開示請求者は、第1項第2号に規定する期限までに実施機関が開示決定等をしないときは、同号の残りの自己情報について不開示決定があつたものとみなすことができる。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第27条 開示請求に係る自己情報に市、国等及び開示請求者以外のもの（以下「第三者」という。）

に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等に先立ち、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他市規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、第24条第1項の決定（以下「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他市規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が含まれている自己情報を開示しようとする場合であって、当該情報が第20条第2号イ、同条第3号ただし書又は同条第6号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が含まれている自己情報を第22条第1項の規定により開示しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該自己情報の開示に反対の意思を表示した意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該反対意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

（開示の実施）

第28条 実施機関は、開示決定をしたときは、開示請求者に対し、速やかに、当該開示請求に係る自己情報を開示しなければならない。

2 前項の規定による自己情報の開示は、当該自己情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して市規則で定める方法により行う。この場合において、開示請求者が閲覧又は写しの交付（電磁的記録にあつては市規則で定める方法を含む。）以外の方法を求めた場合において特別の理由があると認めるときは、これに応じるよう努めるものとする。

3 実施機関は、自己情報を開示することにより、当該自己情報が記録されている行政文書の汚損、破損等のおそれがあるとき、第21条の規定により自己情報を開示するときその他正当な理由があるときは、前項の規定にかかわらず、当該行政文書を複写したものの閲覧又は写しの交付により、同項の開示に代えることができる。

4 自己情報の開示は、実施機関が指定する日時及び場所において行う。

（開示請求の特例）

第29条 実施機関があらかじめ定める保有個人情報については、第19条の規定にかかわらず、当該実施機関が定める簡易な方法により開示請求をすることができる。

2 前項の規定により開示請求をする者は、実施機関の定めるところにより、当該実施機関に対し、開示請求に係る自己情報の本人であること（第18条第2項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る自己情報の本人の法定代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 実施機関は、第1項の規定による開示請求があつたときは、第24条及び前条の規定にかかわらず、当該実施機関が定める方法により、速やかに、当該個人情報を開示するものとする。

（費用負担）

第30条 自己情報の開示に係る手数料は、徴収しないものとする。

2 開示請求に係る自己情報が記録されている行政文書（第28条第3項に規定する行政文書を複写したもの及び電磁的記録にあつては同条第2項の市規則で定める方法によるものを含む。）の写し等の交付を受ける者は、当該写し等の作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

3 前項の費用の額は、市規則で定める。

（他の制度との調整）

第31条 この節の規定は、法令又は他の条例の規定により、開示請求者に対し閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている保有個人情報にあつては、当該法令又は当該他の条例が定める方法（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）と同一の方法による開示については、適用しない。

第2節 訂正, 削除等の請求

(訂正請求権)

第32条 何人も, 実施機関に対し, 当該実施機関の保有する自己情報の事実に関する事項に誤りがあると思料するときは, その訂正を請求することができる。ただし, 当該自己情報の訂正に関して法令又は他の条例の規定により特別の手續が定められているときは, この限りでない。

- 2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は, 本人に代わって前項の規定による訂正の請求(以下「訂正請求」という。)をすることができる。
- 3 次の各号のいずれかに該当する者は, 当該各号に定める死者の個人情報をも自己情報として訂正請求をすることができる。

- (1) 死者の法定代理人であった者 当該死者を本人とする情報
- (2) 死者の配偶者等であった者(前号に該当する者を除く。) 当該死者の疾病又は死亡に関する情報及び当該死者の死亡に起因して相続以外の原因により取得した慰謝料請求権その他の権利義務に関する情報並びに死者の相続人である場合にあっては, 当該死者から相続を原因として取得した権利義務に関する情報
- (3) 死者の相続人(前2号に該当する者を除く。) 当該死者から相続を原因として取得した権利義務に関する情報
- (4) 前3号に掲げる者のほか, 実施機関が委員会の意見を聴いて訂正請求を認めた者 委員会の意見を聴いて認めた範囲の情報

(訂正請求の手續)

第33条 訂正請求は, 本人又はその法定代理人であることを明らかにして, 次に掲げる事項を記載した請求書を実施機関に提出して行わなければならない。

- (1) 氏名及び住所
 - (2) 請求に係る自己情報を特定するために必要な事項
 - (3) 請求の趣旨及び理由
 - (4) 前3号に掲げるもののほか, 市規則で定める事項
- 2 前項の請求書には, 当該訂正を求める内容が事実と合致することを証明する資料を添付しなければならない。
 - 3 第1項の場合において, 訂正請求をする者は, 市規則で定めるところにより, 実施機関に対し, 訂正請求に係る自己情報の本人であること(前条第2項の規定による訂正請求にあっては, 訂正請求に係る自己情報の本人の法定代理人であること)を示す書類を提示し, 又は提出しなければならない。
 - 4 実施機関は, 第1項の請求書に形式上の不備があると認めるときは, 訂正請求をした者(以下「訂正請求者」という。)に対し, 速やかに, 相当の期間を定めてその補正を求めなければならない。この場合において, 実施機関は, 訂正請求者に対し, 補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。
 - 5 実施機関は, 本人が訂正請求をすることが著しく困難であると認める場合において, 本人の権利利益を保護するために特に必要があると認めるときは, 市規則で定めるところにより, 代理人による訂正請求を認めることができる。

(利用及び外部提供の停止)

第34条 実施機関は, 訂正請求があったときは, 第37条の決定をするまでの間, 当該自己情報の利用又は目的外利用若しくは外部提供を停止しなければならない。ただし, 停止によって実施機関の正当な職務執行に支障が生じる場合は, この限りでない。

(自己情報の訂正義務)

第35条 実施機関は, 訂正請求があった場合において, 当該訂正請求に理由があると認めるときは, 当該訂正請求に係る自己情報の利用目的の達成に必要な範囲内で, 当該自己情報の訂正をしなければならない。

(訂正請求に係る自己情報の存否に関する情報)

第36条 訂正請求に対し, 当該訂正請求に係る自己情報の訂正をするか否かを答えるだけで, 不開示情報を開示することとなるときは, 実施機関は, 当該訂正請求を拒否することができる。

(訂正請求に対する決定等)

第37条 実施機関は、訂正請求に係る自己情報の全部又は一部を訂正するときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、速やかに、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、訂正請求に係る自己情報の全部を訂正しないとき（前条の規定により訂正請求を拒否するとき及び訂正請求に係る自己情報を保有していないときを含む。）は、訂正をしない旨の決定をし、訂正請求者に対し、速やかに、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項の規定による自己情報の一部を訂正する旨の決定又は前項の決定をした旨の通知をするときは、当該通知に、当該決定の理由及び市規則で定める事項を付記しなければならない。

（訂正決定等の期限）

第38条 前条第1項及び第2項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正請求があった日から起算して30日以内にななければならない。ただし、第33条第4項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由により同項に規定する期間内に訂正決定等を行うことができないときは、訂正請求があった日から起算して60日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、同項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、当該延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

3 訂正請求者は、実施機関が第1項に規定する期間（前項の規定により当該期間が延長された場合にあつては、当該延長後の期間）内に訂正決定等をしないときは、前条第2項の規定による自己情報の全部を訂正しない旨の決定があつたものとみなすことができる。

（訂正決定等の期限の特例）

第39条 訂正請求に係る自己情報が著しく大量であるため、訂正請求があつた日から起算して60日（第33条第4項の規定により補正を求めた場合にあつては、60日に当該補正に要した日数を加えた日数）以内にそのすべてについて訂正決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合には、前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、実施機関は、訂正請求に係る自己情報のうちの相当の部分につき当該期間内に訂正決定等をし、残りの自己情報については相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

（1）本項を適用する旨及びその理由

（2）残りの自己情報について訂正決定等をする期限

2 訂正請求者に対し前項の規定による通知をした場合は、当該通知に係る自己情報については、前条第3項の規定は、適用しない。

3 訂正請求者は、第1項第2号に規定する期限までに実施機関が訂正決定等をしないときは、同号の残りの自己情報について第37条第2項の規定による自己情報の全部を訂正しない旨の決定があつたものとみなすことができる。

（訂正の実施）

第40条 実施機関は、第37条第1項の決定をしたときは、速やかに、当該訂正請求に係る自己情報の訂正をしなければならない。

2 実施機関は、前項の規定により自己情報の訂正を行ったときは、その旨を訂正請求者に通知しなければならない。

（外部提供先への通知）

第41条 実施機関は、前条第1項の規定により自己情報の訂正を行った場合において、必要があると認めるときは、当該自己情報の外部提供を受けたものに対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。

（削除等請求権）

第42条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該自己情報の削除、利用若しくは目的外利用の中止又は外部提供の中止（以下「削除等」という。）に関して法令又は他の条例の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

（1）第6条の規定に違反して収集され、保有され、若しくは利用されているとき、第7条の規定に違反して収集されているとき又は第12条の規定に違反して目的外利用され、若しくはされよう

- としているとき 当該自己情報の削除又は利用若しくは目的外利用の中止
- (2) 第12条の規定に違反して外部提供され、又はされようとしているとき 当該自己情報の外部提供の中止
- 2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による削除等の請求（以下「削除等請求」という。）をすることができる。
- 3 次の各号のいずれかに該当する者は、当該各号に定める死者の個人情報を自己情報として削除等請求をすることができる。
- (1) 死者の法定代理人であった者 当該死者を本人とする情報
- (2) 死者の配偶者等であった者（前号に該当する者を除く。） 当該死者の疾病又は死亡に関する情報及び当該死者の死亡に起因して相続以外の原因により取得した慰謝料請求権その他の権利義務に関する情報並びに死者の相続人である場合にあっては、当該死者から相続を原因として取得した権利義務に関する情報
- (3) 死者の相続人（前2号に該当する者を除く。） 当該死者から相続を原因として取得した権利義務に関する情報
- (4) 前3号に掲げる者のほか、実施機関が委員会の意見を聴いて削除等請求を認めた者 委員会の意見を聴いて認めた範囲の情報
- (削除等請求の手続)

第43条 削除等請求は、本人又はその法定代理人であることを明らかにして、次に掲げる事項を記載した請求書を実施機関に提出して行わなければならない。

- (1) 氏名及び住所
- (2) 請求に係る自己情報を特定するために必要な事項
- (3) 請求の趣旨及び理由
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市規則で定める事項
- 2 前項の場合において、削除等請求をする者は、市規則で定めるところにより、実施機関に対し、削除等請求に係る自己情報の本人であること（前条第2項の規定による削除等請求にあっては、削除等請求に係る自己情報の本人の法定代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。
- 3 実施機関は、第1項の請求書に形式上の不備があると認めるときは、削除等請求をした者（以下「削除等請求者」という。）に対し、速やかに、相当の期間を定めてその補正を求めなければならない。この場合において、実施機関は、削除等請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。
- 4 実施機関は、本人が削除等請求をすることが著しく困難であると認める場合において、本人の権利利益を保護するために特に必要があると認めるときは、市規則で定めるところにより、代理人による削除等請求を認めることができる。

(利用及び外部提供の停止)

第44条 実施機関は、削除等請求があったときは、第47条の決定をするまでの間、当該自己情報の利用又は目的外利用若しくは外部提供を停止しなければならない。ただし、停止によって実施機関の正当な職務執行に支障が生じる場合は、この限りでない。

(自己情報の削除等義務)

第45条 実施機関は、削除等請求があった場合において、当該削除等請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該削除等請求に係る自己情報の削除等を行わなければならない。ただし、当該自己情報の削除等を行うことにより、当該自己情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(削除等請求に係る自己情報の存否に関する情報)

第46条 削除等請求に対し、当該削除等請求に係る自己情報の削除等をするか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該削除等請求を拒否することができる。

(削除等請求に対する決定等)

第47条 実施機関は、削除等請求に係る自己情報の全部又は一部の削除等をするときは、その旨の決定をし、削除等請求者に対し、速やかに、その旨を書面により通知しなければならない。

- 2 実施機関は、削除等請求に係る自己情報の全部の削除等をしないとき（前条の規定により削除等請求を拒否するとき及び削除等請求に係る自己情報を保有していないときを含む。）は、削除等をしない旨の決定をし、削除等請求者に対し、速やかに、その旨を書面により通知しなければならない。
- 3 実施機関は、第1項の規定による自己情報の一部の削除等をする旨の決定又は前項の決定をした旨の通知をするときは、当該通知に、当該決定の理由及び市規則で定める事項を付記しなければならない。

（削除等決定等の期限）

第48条 前条第1項及び第2項の決定（以下「削除等決定等」という。）は、削除等請求があった日から起算して30日以内にならなければならない。ただし、第43条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由により同項に規定する期間内に削除等決定等を行うことができないときは、削除等請求があった日から起算して60日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、同項に規定する期間内に、削除等請求者に対し、当該延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。
- 3 削除等請求者は、実施機関が第1項に規定する期間（前項の規定により当該期間が延長された場合にあつては、当該延長後の期間）内に削除等決定等をしないときは、前条第2項の規定による自己情報の全部の削除等をしない旨の決定があつたものとみなすことができる。

（削除等決定等の期限の特例）

第49条 削除等請求に係る自己情報が著しく大量であるため、削除等請求があつた日から起算して60日（第43条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、60日に当該補正に要した日数を加えた日数）以内にそのすべてについて削除等決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合には、前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、実施機関は、削除等請求に係る自己情報のうちの相当の部分につき当該期間内に削除等決定等をし、残りの自己情報については相当の期間内に削除等決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、削除等請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

（1）本項を適用する旨及びその理由

（2）残りの自己情報について削除等決定等をする期限

- 2 削除等請求者に対し前項の規定による通知をした場合は、当該通知に係る自己情報については、前条第3項の規定は、適用しない。
- 3 削除等請求者は、第1項第2号に規定する期限までに実施機関が削除等決定等をしないときは、同号の残りの自己情報について第47条第2項の規定による自己情報の全部の削除等をしない旨の決定があつたものとみなすことができる。

（削除等の実施）

第50条 実施機関は、第47条第1項の決定をしたときは、速やかに、当該削除等請求に係る自己情報の削除等を行わなければならない。

- 2 実施機関は、前項の規定により自己情報の削除等を行ったときは、その旨を削除等請求者に通知しなければならない。

第5章 苦情処理及び救済手続

（苦情処理）

第51条 何人も、実施機関における自己に関する個人情報の取扱いについて苦情があるときは、市規則で定めるところにより、当該実施機関に対してその苦情を申し出ることができる。

- 2 実施機関は、前項の規定による苦情の申出（以下「苦情の申出」という。）があつたときは、速やかに、その内容を調査しなければならない。
- 3 実施機関は、前項の規定により調査した結果、苦情の申出に正当な理由があると認めるときは、是正措置を講じなければならない。
- 4 実施機関は、苦情の申出があつた場合は、前項の規定により是正措置を講じるときを除き、委員会の意見を聴いて、その取扱いを決定しなければならない。

（審査会への諮問等）

第52条 開示決定等、訂正決定等又は削除等決定等について行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づく不服申立てがあったときは、当該不服申立てに係る処分庁又は審査庁は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、豊中市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その議を経て、当該不服申立てに対する決定又は裁決を行わなければならない。

- (1) 不服申立てが明らかに不適法であり、却下するとき。
- (2) 決定又は裁決で、不服申立てに係る開示決定等（開示請求に係る自己情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第54条において同じ。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る自己情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。
- (3) 決定又は裁決で、不服申立てに係る訂正決定等（訂正請求に係る自己情報の全部を訂正する旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る自己情報の全部を訂正することとするとき。
- (4) 決定又は裁決で、不服申立てに係る削除等決定等（削除等請求に係る自己情報の全部の削除等をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る自己情報の全部の削除等することとするとき。

（諮問をした旨の通知）

第53条 前条の規定により諮問をした処分庁又は審査庁は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 不服申立人及び参加人
- (2) 開示請求者、訂正請求者又は削除等請求者（これらの者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続）

第54条 第27条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定又は裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する決定又は裁決
- (2) 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る自己情報を開示する旨の決定又は裁決（第三者である参加人が当該自己情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

第6章 事業者が取り扱う個人情報の保護

（事業者の役割）

第55条 事業者は、その事業活動において市民の権利利益が侵害されることのないよう個人情報の保護に努めるとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。

2 事業者は、次に掲げる個人情報については、個人の権利利益を侵害することがないように特に慎重に取り扱うよう努めなければならない。

- (1) 思想、信条及び宗教に関する個人情報
- (2) 社会的身分、門地、犯罪その他社会的差別の原因となるおそれのある個人情報

（事業者に対する啓発、助言等）

第56条 市長は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、事業者に対し、啓発、助言、指導等を行うよう努めるものとする。

（事業者に対する措置）

第57条 市長は、個人情報を取り扱う事業者が個人情報を不適正に取り扱っている疑いがあると認めるときは、当該事業者に対し、事実を明らかにするために必要な限度において、説明又は資料の提出を求めることができる。

2 市長は、個人情報を取り扱う事業者が個人情報を著しく不適正に取り扱っていると認めるときは、当該事業者に対し、その取扱いを是正するよう勧告することができる。

3 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ委員会の意見を聴いて、その事実を公表することができる。

- (1) 第1項の規定による説明又は資料の提出を求めた場合において、正当な理由がなく説明又は資料の提出をしないとき。

(2) 前項の規定による勧告をした場合において、正当な理由がなくその勧告に従わないとき。

4 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、公表の対象となる者にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(相談体制の整備等)

第58条 市長は、個人情報の取扱いに関し事業者と本人との間に生じた苦情が適切かつ迅速に処理されるようにするため、相談体制の整備及び関係機関への苦情処理のあっせんに努めるものとする。

第7章 雑則

(国等との協力)

第59条 市長は、個人情報の保護を図るため必要があると認めるときは、国若しくは他の地方公共団体に協力を求め、又は国若しくは他の地方公共団体の協力の求めに応じるものとする。

(運用状況の公表)

第60条 市長は、毎年度1回各実施機関におけるこの条例の運用状況を取りまとめ、公表しなければならない。

(出資法人が保有する個人情報の保護)

第61条 市が出資する法人で市規則で定めるもの(以下「出資法人」という。)は、この条例の趣旨にのっとり、その保有する個人情報の保護に必要な措置を講じなければならない。

2 市長は、出資法人に対し、当該出資法人が保有する個人情報の保護が適切になされるよう必要な措置を講じなければならない。

(委任)

第62条 この条例の施行について必要な事項は、市規則で定める。

第8章 罰則

第63条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第10条第1項の受託業務若しくは第12条第2項の規定により外部提供を受けたものの当該外部提供に係る業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第4号アに係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は1,000,000円以下の罰金に処する。

2 指定管理業務に従事している者又は従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された指定管理者保有個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の指定管理者保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は1,000,000円以下の罰金に処する。

第64条 前条第1項に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。

2 前条第2項に規定する者が、その業務に関して知り得た指定管理者保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。

第65条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。

第66条 第63条第1項に規定する者が、正当な理由がないのに、その業務に関して知り得た保有個人情報に係る個人の秘密を漏らしたときは、1年以下の懲役又は30,000円以下の罰金に処する。

2 第63条第2項に規定する者が、正当な理由がないのに、その業務に関して知り得た指定管理者保有個人情報に係る個人の秘密を漏らしたときは、1年以下の懲役又は30,000円以下の罰金に処する。

第67条 法人等の代表者又は法人等若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人等又は人の業務に関して、第63条、第64条又は前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人等又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

第68条 第63条から第66条までの規定は、豊中市以外の区域においてこれらの条の罪を犯した

者にも適用する。

第69条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者に対し、50,000円以下の過料を科する。

附 則

- 1 この条例の施行期日は、市規則で定める。
〔平成17.9規則53により、平成17.10.1から施行〕
- 2 この条例の施行の際、この条例による改正前の豊中市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第20条の規定により、現になされている自己情報の開示、訂正、削除又は目的外利用若しくは外部提供の中止の請求（以下「旧請求」という。）は、この条例による改正後の豊中市個人情報保護条例（以下「新条例」という。）第19条、第33条又は第43条の規定による開示請求、訂正請求又は削除等請求とみなす。
- 3 この条例の施行の際、現に旧条例第26条の規定により豊中市情報公開・個人情報保護審査会に対してなされている諮問（以下「旧諮問」という。）は、新条例第52条の規定によりなされた豊中市情報公開・個人情報保護審査会に対する諮問とみなす。
- 4 前2項に規定するもののほか、この条例の施行の日前に旧条例の規定によりなされた旧請求又は旧諮問に係る処分、手続その他の行為は、新条例中にこれに相当する規定がある場合には、新条例の相当規定によってなされたものとみなす。
- 5 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 6～8 他の条例の一部改正〔略〕

附 則（平成18.3.31条例7）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19.3.23条例1）

この条例は、公布の日から施行する。

(3) 豊中市情報公開・個人情報保護運営委員会条例

公布	平成	元年	4月	1日	条例第	7号
沿革	平成	13年	4月	2日	条例第	28号
	平成	17年	4月	1日	条例第	19号
	平成	19年	3月	23日	条例第	1号

(設置)

第1条 豊中市情報公開条例（平成13年豊中市条例第28号。以下「情報公開条例」という。）及び豊中市個人情報保護条例（平成17年豊中市条例第19号。以下「保護条例」という。）の適正かつ円滑な運営を図るため、市長の附属機関として、豊中市情報公開・個人情報保護運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、情報公開条例第2条第1号及び保護条例第2条第1号に規定する実施機関の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 保護条例の規定によりその権限に属する事項
- (2) 情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関する重要事項
- (3) 前各号に規定するもののほか実施機関が必要と認める事項

2 委員会は、情報公開制度及び個人情報保護制度に関する重要事項について、市長に建議することができる。

(組織)

第3条 委員会は、委員13人以内をもって組織する。

2 委員は、市民及び学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長各1人を置き、委員のうちから互選によりこれを定める。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(意見聴取等)

第6条 委員会は、審議のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は書類の提出を求めることができる。

(委員の責務)

第7条 委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この条例の施行期日は、市規則で定める。

[平成元. 8規則38により、平成元. 8. 24から施行]

2 他の条例の一部改正 [略]

附 則 (平成13. 4. 2条例28抄)

1 この条例の施行期日は、市規則で定める。

[平成13. 9規則68により、平成13. 10. 1から施行]

附 則 (平成17. 4. 1条例19抄)

1 この条例の施行期日は、市規則で定める。

[平成17. 9規則53により、平成17. 10. 1から施行]

附 則 (平成19. 3. 23条例1)

この条例は、公布の日から施行する。

(4) 豊中市情報公開・個人情報保護審査会条例

公布	平成	元年	4月	1日	条例第	8号
沿革	平成	13年	4月	2日	条例第	30号
	平成	17年	4月	1日	条例第	19号
	平成	19年	3月	23日	条例第	1号

(設置)

第1条 豊中市情報公開条例（平成13年豊中市条例第28号。以下「情報公開条例」という。）第18条及び豊中市個人情報保護条例（平成17年豊中市条例第19号。以下「保護条例」という。）第26条の規定による諮問に応じて審査させるため、市長の附属機関として、豊中市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 審査会は、委員5人をもって組織する。

2 委員は、情報公開及び個人情報の保護に関し、学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長)

第4条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(審査会の調査権限)

第5条 審査会は、必要があると認めるときは、実施機関（情報公開条例第2条第1号及び保護条例第2条第1号に規定する実施機関をいう。以下同じ。）に対し、不服申立てに係る行政文書（情報公開条例第2条第2号に規定する行政文書をいう。以下同じ。）の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された行政文書の開示を求めることができない。

2 審査会は、必要があると認めるときは、実施機関に対し、不服申立てに係る行政文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

3 実施機関は、審査会から前2項の規定による求めがあつたときは、これを拒んではならない。

4 第1項及び第2項に定めるもののほか、審査会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、参加人又は実施機関（以下「不服申立人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第6条 審査会は、不服申立人等から申立てがあつたときは、当該不服申立人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、不服申立人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第7条 不服申立人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(提出資料の閲覧等)

第8条 不服申立人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧又は写しの交付（以下「閲覧等」という。）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、当該閲覧等を拒むこ

とができない。

2 前項の規定により意見書又は資料の写しの交付を受ける不服申立人又は参加人は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

3 前項の費用の額は、市規則で定める。

4 審査会は、第1項の規定による閲覧等について、その日時及び場所を指定することができる。
(会議の非公開)

第9条 審査会の会議は、公開しない。

(答申書の送付等)

第10条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを不服申立人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(委員の責務)

第11条 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この条例の施行期日は、市規則で定める。

[平成元. 9規則53により、平成元. 10. 1から施行]

2 他の条例の一部改正〔略〕

附 則 (平成13. 4. 2条例30抄)

1 この条例の施行期日は、市規則で定める。

[平成13. 9規則72により、平成13. 10. 1から施行]

2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の豊中市公文書開示・個人情報保護審査会条例の規定によりなされた手続その他の行為は、この条例による改正後の豊中市情報公開・個人情報保護審査会条例(以下「改正後の条例」という。)中にこれに相当する規定がある場合には、改正後の条例の相当規定によつてなされたものとみなす。

3 他の条例の一部改正〔略〕

附 則 (平成17. 4. 1条例19抄)

1 この条例の施行期日は、市規則で定める。

[平成17. 9規則53により、平成17. 10. 1から施行]

附 則 (平成19. 3. 23条例1)

この条例は、公布の日から施行する。

(5) 審議会等の会議の公開の実施に関する要領

平成13年10月 1日施行

第1 目的

この要領は、豊中市情報公開条例（平成13年豊中市条例第28号。以下「条例」という。）第23条の規定に基づく審議会等の会議の公開の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 公開、非公開の決定

- 1 審議会等の会議の公開、非公開については、条例に基づき、当該審議会等がその会議において決定するものとする。ただし、新たに設置される審議会等であって、審議会等の設置の趣旨、目的等から当該審議会等の会議を公開することが条例に基づき明らかな場合は、当該審議会等を設置する執行機関が会議を公開することを決定することができる。
- 2 審議会等は、会議の公開、非公開を決定するときは、原則として、当該決定後に開催するすべての会議について、一括して決定するものとする。この場合において、条例第7条各号に掲げるいずれかの情報（以下「非公開情報」という。）に関し審議等を行う会議（その一部において非公開情報に関し審議等を行う場合を含む。）に限り非公開とする旨の決定を行うことができる。
- 3 審議会等は、個々の会議において審議等を行う情報が非公開情報に該当するか否かの決定権限を、あらかじめ当該審議会等の長（部会等にあつては、部会等の長）に委任することができるものとする。
- 4 審議会等は、会議を公開しないことを決定したときは、その理由を明らかにするものとする。
- 5 審議会等は、その所掌事項に変更があった場合又は社会情勢に変化等があった場合は、適宜会議の公開、非公開について見直しを行うものとする。

第3 公開の方法等

- 1 審議会等の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。
- 2 審議会等は、公開で行う会議については、あらかじめ傍聴を認める定員を定め、当該会議の会場に傍聴席を設けるものとする。ただし、公正かつ円滑な審議等が阻害されるおそれがあると認めるときは、モニターテレビによる傍聴ができる場所に傍聴席を設けることができる。
- 3 審議会等は、公開で行う会議については、当該会議の会議次第を傍聴者に配付するものとする。
- 4 審議会等は、会議を円滑に運営するため、傍聴に係る遵守事項等を定め、会場の秩序維持に努めるものとする。

第4 会議開催の周知

審議会等は、公開で行う会議の開催の周知を図るため、会議の開催日の1週間前までに、次の事項を記載した会議開催のお知らせ（様式第1号）を市政情報コーナー及び当該審議会等の事務局で市民等の閲覧に供するとともに、広報誌等の活用にも努めるものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要があるときは、この限りでない。

- (1) 会議の開催日時及び場所
- (2) 議題
- (3) 傍聴者の定員
- (4) 傍聴手続
- (5) 問い合わせ先
- (6) その他必要な事項

第5 情報の提供

- 1 審議会等は、会議を開催したときは、速やかに次に掲げる事項を記載した会議録（様式第2号）を作成するものとする。ただし、非公開情報に係る事項については、記載しないものとする。
 - (1) 会議の名称

- (2) 開催日時及び場所
- (3) 公開の可否
- (4) 公開した場合は、傍聴者数
- (5) 公開しなかった場合（会議の一部について公開しなかった場合を含む。）は、その理由
- (6) 出席者
- (7) 議題
- (8) 審議等の概要（主な発言要旨）
- (9) 事務局

2 審議会等は、1の会議録及びこれに係る会議資料を市政情報コーナーにおいて市民等の閲覧に供するものとする。ただし、非公開で行った会議に係る会議資料（その一部を非公開で行った会議にあつてはその部分に係る会議資料）については、この限りでない。

3 市長は、審議会等の名称、所掌事項等の一覧表を作成し、市政情報コーナーにおいて、市民等の閲覧に供するものとする。

4 市長は、毎年度1回会議の公開の状況を取りまとめ、公表するものとする。

第6 その他

この要領に定めるもののほか、審議会等の会議の公開の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成13年10月1日から施行する。
- 2 この要領の施行日前に審議会等の会議の公開に関する指針（平成11年6月1日策定）によりなされた手続その他の行為は、この要領によってなされたものとみなす。

（様式第1号及び様式第2号 省略）

情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況

平成19年（2007年）6月発行

編集・発行

豊中市総務部情報公開課（市政情報コーナー）

〒561-8501 豊中市中桜塚3丁目1番1号

☎06-6858-2653